

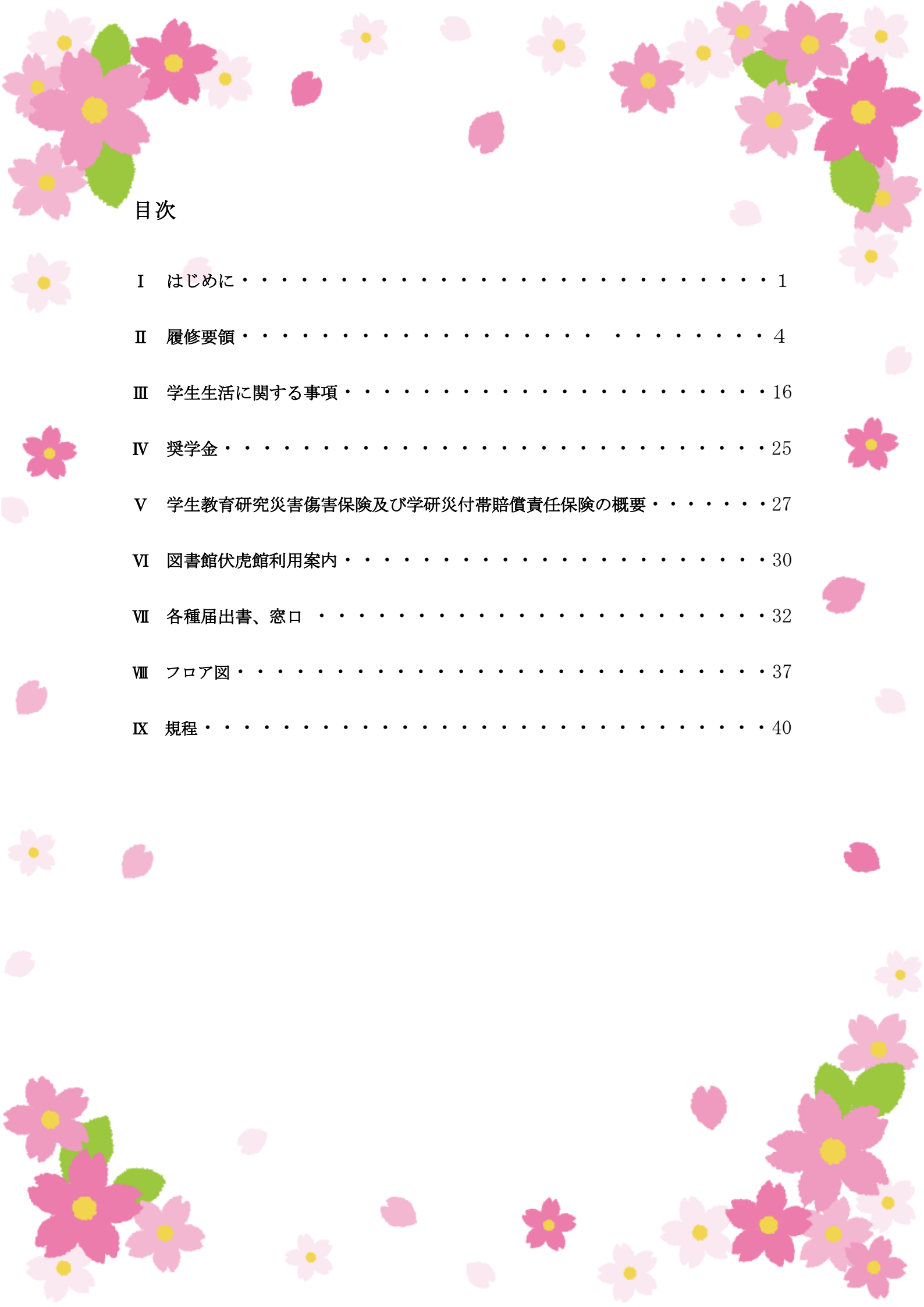
令和 5 年 度（2023 年 度）

学 生 便 覧



和歌山県立医科大学薬学部

〒640-8156 和歌山市七番丁 25-1
TEL 073-488-1843



目次

I	はじめに	1
II	履修要領	4
III	学生生活に関する事項	16
IV	奨学金	25
V	学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険の概要	27
VI	図書館伏虎館利用案内	30
VII	各種届出書、窓口	32
VIII	フロア図	37
IX	規程	40

I はじめに

この学生便覧は、和歌山県立医科大学薬学部薬学科に入学した皆さんが、これから6年間、充実した学生生活を送るために必要なことをまとめたものです。

6年間の学修に必要な履修に関する注意点、成績評価方法、学業に関する情報、快適な学生生活を送るための情報や困ったときの相談窓口などが記載されています。学生生活で困ったときや、わからないことがあったら、この冊子を活用して、実りある学生生活を送ることに役立ててください。

この冊子は本学のホームページの下記ページに掲載していますので、スマートフォンやパソコンでもダウンロードしてご覧いただくことができます。

教職員一同、本学薬学部薬学科に入学した皆さんが、有意義な学生生活を送られることを願っています。

※ ホームページ掲載場所

本学トップページ>在学生の方へ 「学生便覧」

(<https://www.wakayama-med.ac.jp/usermenu/student.html>)

■ 薬学部教育理念

医療人として豊かな人間性、高邁な倫理観を育み、薬学に関する先進的で高度な専門知識と技能を教授することにより、健康や福祉に関する社会の要請に応じ、医療、衛生薬学、創薬などの幅広い分野において、研究面・臨床面で活躍できる人材を育成する。

■ 薬学部教育目標

- ・薬学に関する幅広い専門知識と医療人としての使命感・倫理観を有し、高い実践能力を養い、医療の現場で活躍できる人材を育成する。
- ・医療現場での多職種協働に対応できる高い能力を備え、意欲的で協調性の高い人材を育成する。
- ・薬学の専門家として医療、衛生薬学、創薬などの領域で高度で専門的な知識と研究マインドを持った人材を育成する。
- ・科学的根拠に基づき判断・解決できる能力を有し、社会の要請に応じた活躍ができる人材を育成する。
- ・地域の医療、健康福祉及び予防医学の向上に寄与できる人材を育成する。
- ・国際的に薬学研究、臨床薬学において活躍できる人材を育成する。

■ ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

和歌山県立医科大学薬学部は所定の単位数を習得し、以下の能力を獲得した者に学士（薬学）の学位を授与します。

1. 人の健康に携わる職業である薬剤師として、より高い倫理観、社会人としての良識を備えているもの
2. 総合的、専門的な薬学の知識とともに、薬剤師としての実践能力や研究を行うに足る技能を有しているもの

3. 単に知識、技能を獲得しているのみではなく、それらを統合的に活用でき、患者の社会的、心理的背景にも配慮することができるもの
4. 国際的視野を有し、地域での医療に貢献できるもの

■ カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）

和歌山県立医科大学薬学部は以下の教育を通じて社会に貢献できる医療人を育成します。

1. 社会人として必要な教養とともに、医療人として必要な倫理観、共感的態度、コミュニケーション能力、ケア・マインドが育成できるよう、早期体験や医療福祉施設での参加型による教育
2. 薬学に必要な自然科学、人文、社会科学及び外国語に関する教養を修得できる教育
3. 薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した「基本事項」、「薬学と社会」、「薬学基礎」、「衛生薬学」、「医療薬学」、「薬理・病態、薬物治療」、「薬学臨床」、「薬学研究」などの薬学の基盤となる領域から専門領域まで着実に身につけることができる教育
4. 実務実習において薬局、病院や在宅の場で参加型実習を行い、臨床実践能力が獲得できる教育
5. 地域実習及び国際交流を積極的に行い、広い視野を養い、地域社会及び国際社会で活躍できる資質を修得できる教育
6. 卒業研究を通して、研究能力や問題解決能力が獲得できる教育

全ての開講科目について、それぞれの学習目標の到達度を適正に評価するための方法及び基準を定め、これをシラバスに明記して学生に周知し、学習成果を厳格かつ公正に評価します。

■ アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

和歌山県立医科大学薬学部では大学の理念に基づき次のような人を求めています。

【求める人物像】

1. 科学的探求心と豊かな人間性・高邁な倫理観を希求する人
薬学を志す人には、旺盛な科学的探求心とともに豊かな人間性、高い倫理観が必要です。豊かな感性と高邁な人間性を常に求め、社会と深く関わり、高い倫理観を磨こうと努める人を求めます。
2. 薬学を修得するための幅広い能力を有する人
薬学の修得には、自然科学のほか人文・社会科学に関する学問の修得も必要です。そのためには高等学校で学習する全科目にわたって基礎的な学力を身につけていなければいけません。それに立脚し、自然・人間・社会に関する幅広い理解と知識を獲得しようとする向学心と問題解決能力を持つ人を求めます。
3. コミュニケーション能力と指導力を備えた協調性の高い人
薬剤師には医療チームの一員として患者および家族と十分にコミュニケーションできる能力が必要です。医療人として自己研鑽ができ、自己の理念を堅持するとともに協調性に優れ、指導力を発揮できる人を求めます。
4. 地域医療に関心があり、国際的視野を希求する人
本学は県民の医療を支えるとともに、国際的にも活躍できる医療人を育成します。地域医療への奉仕に励むとともに地球規模で医療を俯瞰し国際社会で活躍する医療人になることを目指す人を求めます。また薬のスペシャリストとして医療機関、製薬企業、研究・教育機関、行政機関など

幅広い分野で活躍する意欲のある人を求めます。

【入学者選抜の基本方針】

○学校推薦型選抜

大学入学共通テスト、高等学校長の推薦書、調査書、自己推薦書及び面接試験を課し、本学薬学部
のディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを踏まえ、入学者に求める能力・資質やその評価
方法を「学力の3要素」と関連付け、多面的・総合的な評価による選抜を実施します。

○一般選抜（前期日程）

大学入学共通テスト、個別学力検査及び面接試験を課し、本学薬学部のディプロマポリシー及び
カリキュラムポリシーを踏まえ、入学者に求める能力・資質やその評価方法を「学力の3要素」と関
連付け、多面的・総合的な評価による選抜を実施します。

Ⅱ 履修要領

1 学年、学期及び休業日

(1) 学年

学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

(2) 学期

学期は、2学期制をとっており、前期と後期に分かれています。

① 前期 4月1日から9月30日まで

② 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(3) 休業日

休業日（授業を行わない日）は、次のとおりですが、休業日を変更する場合、臨時に休業する場合や、休業日であっても授業を行う場合があります。

① 日曜日及び土曜日

② 国民の祝日に関する法律に規定する休日

その他の休業日はオリエンテーション時に配布する年間予定表を参考にして下さい。

2 卒業要件

本学を卒業するためには、6年以上在学し、必修科目と選択科目を合わせて186単位以上を修得しなければなりません。

《卒業に必要な単位数一覧表》

授業科目の区分	必修科目	選択科目	自由科目
教養科目	18.5 単位	6 単位以上	
専門科目	161.5 単位		6 単位
合計	180 単位	6 単位以上	
	186 単位以上		

備考 必修科目：必ず履修しなければならない科目です。

選択科目：学生が選択し履修する科目です。

自由科目：卒業要件にはなりませんが、学生が選択し履修できる科目です。

3 履修

(1) 授業科目について

各授業科目の配当年次は、別表第1「開設授業科目一覧表」のとおりとなっています。必修科目は必ず履修しなければなりません。

なお、授業科目のうち別表第2の左欄に掲げる科目の履修については、特に認める場合を除き、当該科目に先立って、同表右欄で指定する科目を修得しなければなりません。

(2) 選択科目について

選択科目については、以下のとおり選択し、受講してください。ただし、受講者の定員がある

科目は、抽選などの適切な選考方法で受講者数を制限することがあります。

① ドイツ語Ⅰ、Ⅱ、フランス語Ⅰ、Ⅱ、中国語Ⅰ、Ⅱについては、同一言語のⅠ、Ⅱを選択し履修する。

② 人文社会科学系科目（心理学、哲学、文学、法学、経済学、社会学）については、6科目中4科目以上を選択し履修する。

（３）自由科目について

地域医療薬学実習Ⅰ及び薬学特別演習については、卒業に必要な単位ではありませんが、選択し履修することができます。

（４）履修の手続

選択科目の履修手続については、毎年決められた期間に UNIVERSAL PASSPORT（教務学務システム）から行う必要があります。年度始めのオリエンテーションで説明します。変更がある場合は所定の期日までに各自手続きをしてください。

（５）履修の取り下げ

下記の選択科目は履修途中で履修を取り下げることができる場合があります。履修の取り下げを希望する場合は、年度始めのオリエンテーションで示す所定の期日までに「履修取下願」を事務室に提出して下さい。

＜履修取り下げを申請できる科目＞

心理学、哲学、法学、経済学、社会学

（６）シラバス

シラバスには各科目の授業計画や成績評価方法が記載されています。本学ホームページ及び UNIVERSAL PASSPORT（教務学務システム）から閲覧できますので、確認してください。

※シラバス公開場所

本学トップページ＞学部・大学院等＞薬学部＞シラバス

4 授業

（１）授業への出席・欠席

授業科目の履修は、すべて出席受講することを原則とします。授業を欠席する（した）際、欠席に配慮を希望する場合は、別表第3「欠席を配慮する基準」を参照し、「欠席配慮願」を事務室に提出してください。なお、やむを得ず事後になる場合は、その理由を付して速やかに提出してください。実習については正当な理由による届けが無く欠席した場合は必要な単位を与えないことがあります。

また、出席率の低い学生及び受講態度に著しく問題がある学生については担当教員の判断で試験の受験資格を与えないことがあります。

欠席配慮願提出によって自動的に「出席扱い、あるいは課題等の免除」等がなされる訳ではありません。授業科目の成績評価等における取扱いについては、欠席理由の如何にかかわらず授業担当教員が判断します。

（２）時間割表

授業は、別に定める時間割表に基づいて行われます。1時限70分です。

なお、授業時間帯は、次のとおりですが、授業によっては変更する場合があります。

授 業 時 限	時 間 帯
1 時 限	8 : 50 ～ 10 : 00
2 時 限	10 : 10 ～ 11 : 20
3 時 限	11 : 30 ～ 12 : 40
4 時 限	13 : 40 ～ 14 : 50
5 時 限	15 : 00 ～ 16 : 10
6 時 限	16 : 20 ～ 17 : 30
7 時 限	17 : 40 ～ 18 : 50

(3) 異常気象に伴う休講等について

- ① 和歌山市に暴風警報又は特別警報が発令されている場合は、次のとおり休講等となります。

暴風警報及び特別警報発令状況	授業等の取扱い
1 午前7時現在発令中又は午前7時から午前8時50分までの間に発令された場合	第1時限から第2時限を休講及び試験を延期
2 1の警報が午前11時現在も発令中の場合	全時限休講及び試験を延期
3 午前8時50分以後に発令された場合	学部長が指示する

- ② 南海又はJRのいずれかが運行されていない場合、状況によって学生に不利にならないよう取り扱います。

(4) 授業に関する連絡事項

休講、補講、教室変更、授業変更等の授業に関する連絡事項は、その都度 UNIVERSAL PASSPORT（教務学務システム）の掲示板に掲示しますので、毎日掲示板を見て確認してください。

5 試験

(1) 試験の方法

試験は、筆答、口答、実技、論文・レポート提出等により行います。

(2) 試験の実施時期

試験は、原則として各科目の所定の授業が終了した学期末に期間を定めて行いますが、科

目によっては試験期間外に行うことがあります。

(3) 追試験

病気その他やむを得ない理由により試験を受けられなかった者は、願い出により追試験を受けることができます。

追試験を受けようとする者は、「追試験受験願」に医師の診断書等その理由を証する書類を添えて、事務室へ提出してください。

(4) 再試験

試験又は追試験で不合格となった者に対しては、担当教員の判定に基づき、再試験を行うことがあります。

再試験を行うときは、その日時等を事前に UNIVERSAL PASSPORT（教務学務システム）の掲示板に掲示します。

(5) 受験の際の注意事項

- ① 試験監督者（教員）の指示に従うこと。
- ② 試験は所定の座席で受験すること。
- ③ 学生証は机の上に置き、忘れた場合は事務室で仮学生証発行の手続きを行うこと。
- ④ 受験のために必要な筆記用具及び許可された物品以外の携帯品はカバンに入れたうえで足下に置き、机の中及び周辺には何も置かないこと。
- ⑤ スマートフォンや携帯電話等は電源を切って、カバンの中に入れること。なお、試験中に携帯電話等の機器が作動した場合は、不正とみなされることがある。また、試験室を退室するまで携帯電話等の電源を切っておくこと。
- ⑥ 試験開始から 30 分を経過した後で入室することはできない。
- ⑦ 試験中は試験室外に出てはならない。体調不良等、やむを得ない場合は教員の許可を得ること。なお、試験中にトイレに行くことも原則として認めないので、あらかじめ済ませておくこと。
- ⑧ 試験開始後、教員の許可がない限り退室を認めない。
- ⑨ 壁や机などへの書き込みを一切禁じる。
- ⑩ 受験中は物品の貸借を一切禁じる。
- ⑪ 受験中は不正行為と疑われるような行為を厳に慎むこと。疑わしい行為を注意した学生には、当該試験の受験資格を停止し退室を命じることがある。
- ⑫ 試験終了後は、鉛筆や消しゴムを机の上に置き、加筆、訂正等を行わないこと。
- ⑬ 答案の回収は、教員の指示に従うこと。
- ⑭ 中途退室する時は速やかに退室しホール等では静粛にしておくこと。
- ⑮ 試験に不正行為があった場合は、当該試験を含め、その期の試験すべてを不合格とする。
- ⑯ 試験室内での飲食は厳禁とする。

6 成績の評価

(1) 成績の評価

成績の評価は、100 点を満点とし、その評価は、担当教員が次の基準により行います。た

だし、再試験に合格した者の成績は、60 点となります。

評 価	成 績	GP	成 績 評 価 基 準	判 定
S	90点以上	4.0	学修目標を達成し、極めて優秀である	合 格
A	80点以上90点未満	3.0	学修目標を十分に達成している	
B	70点以上80点未満	2.0	学修目標を達成している	
C	60点以上70点未満	1.0	学修目標を概ね達成している	
D	60点未満	0.0	学修目標を達成していない	不合格

(2) GPA 制度

薬学部では、学生の成績を総合的に評価するために GPA 制度を導入しています。GPA の算出には以下の式を用います。通常は小数点以下第 3 位を四捨五入して小数点以下第 2 位までを表示します。

$$\text{GPA} = \Sigma (\text{各科目の GP 値} \times \text{その科目の単位数}) \div \Sigma (\text{履修登録科目の単位数})$$

(3) 異議申立

成績評価に関して、異議がある場合は、異議を申し立てることができます。異議申し立てを行う場合は、所定の期間に事務室に申し出てください。

7 単位の授与

(1) 単位の授与

授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位が与えられます。

単位を修得した授業科目は、再び履修することはできません。ただし、授業担当教員が認めたときは、その科目を聴講することができます。

(2) CAP 制

薬学部では、自学自習の時間を確保するため、年間 44 単位の年間登録上限（CAP 制）を設けています。

(3) 既修得単位の認定

薬学部に入學する前に他の短期大学又は大学等において単位を修得している者は、本学部の授業科目の履修により修得したものとみなして、既修得単位として認定できる場合があります。所定の期日までに「既修得単位等認定申請書」を事務室まで申請してください。

8 在籍可能期間・進級判定

薬学部の在学期間は、12 年を超えることはできません。また、第 1 学年から第 3 学年までの区分につきそれぞれ 2 年及び第 4 学年から第 6 学年までの区分につき 6 年を超えて在学することができません。そのため、第 1 学年、第 2 学年、第 3 学年のそれぞれの修了時に進級判定を行います。進級要件は以下のとおりです。

(1) 第1学年

教養科目：外国語科目（6単位）、ケア・マインド教育（3単位）及び自然科学系科目8単位中7単位以上を修得（16単位／21.5単位（保健体育0.5単位、人文社会学系科目4単位以上を含む））

専門科目：薬学基礎実習Ⅰ、Ⅱ、薬学入門Ⅰ、Ⅱ、薬学入門（早期体験実習）及びその他の専門科目9単位中7単位以上を修得（13単位以上／15単位）

(2) 第2学年

教養科目：外国語科目（8単位）、ケア・マインド教育（3単位）及び自然科学系科目8単位中7単位以上を修得（18単位／23.5単位（保健体育0.5単位、人文社会学系科目4単位以上を含む））

専門科目：薬学基礎実習Ⅰ、Ⅱ、薬学入門Ⅰ、Ⅱ、薬学入門（早期体験実習）、専門実習（化学系）、専門実習（生物系）及びその他の専門科目35単位中31単位以上を修得（47単位以上／51単位）

(3) 第3学年

教養科目：外国語科目（9単位）、ケア・マインド教育（3単位）及び自然科学系科目8単位中7単位以上を修得（19単位／24.5単位（保健体育0.5単位、人文社会学系科目4単位以上を含む））

専門科目：薬学基礎実習Ⅰ、Ⅱ、薬学入門Ⅰ、Ⅱ、薬学入門（早期体験実習）、専門実習（化学系）、専門実習（生物系）、専門実習（医療系）、専門実習（物理系）、特別実習（入門）及びその他の専門科目61単位中56単位以上を修得（81.5単位以上／86.5単位）

教養科目の内訳は下記のとおりです。

外国語科目	英語ⅠA、ⅠB、ⅡA、ⅡB、薬学英语Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、ドイツ語Ⅰ、Ⅱ、フランス語Ⅰ、Ⅱ、中国語Ⅰ、Ⅱ
人文社会科学系科目	心理学、哲学、文学、法学、経済学、社会学
自然科学系科目	情報基礎、情報基礎演習、統計基礎、基礎物理学、有機化学、有機化学演習、生物学、無機化学

別表第1 開設授業科目一覧表

科目 目 区 分	授業科目の名称	履修区分			単位数												備考
		必修	選択	自由	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次		
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
教養科目	英語ⅠA	○			1												選択 1単位以上
	英語ⅠB	○			1												
	ドイツ語Ⅰ		○		1												
	フランス語Ⅰ		○		1												
	中国語Ⅰ		○		1												
	心理学		○		1												選択 4単位以上
	哲学		○		1												
	文学		○		1												
	法学		○		1												
	経済学		○		1												
	社会学		○		1												
	保健体育	○			0.5												
	情報基礎	○			1												
	情報基礎演習	○			1												
	統計基礎	○			1												
	基礎物理学	○			1												
	有機化学	○			1												
	有機化学演習	○			1												
	生物学	○			1												
	ケア・マインド教育	○			3												
	英語ⅡA	○			1												
	英語ⅡB	○			1												
	ドイツ語Ⅱ		○		1												選択 1単位以上
	フランス語Ⅱ		○		1												
	中国語Ⅱ		○		1												
	無機化学	○			1												
薬学英语Ⅰ	○					1											
薬学英语Ⅱ	○						1										
薬学英语Ⅲ	○							1									
	薬学入門Ⅰ	○			1												
	薬学入門（早期体験学習）	○			2												
	薬学基礎実習Ⅰ	○			1												
	地域医療薬学実習Ⅰ			○	1												

科目 区 分	授業科目の名称	履修区分			単位数												備考
		必修	選択	自由	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		5 年次		6 年次		
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
	薬学入門Ⅱ	○				1											
	物理化学Ⅰ	○				1											
	物理化学演習Ⅰ	○				1											
	有機薬化学Ⅰ	○				1											
	有機薬化学演習	○				1											
	機能形態学Ⅰ	○				1											
	生理学Ⅰ	○				1											
	生命科学Ⅰ	○				1											
	生命科学Ⅱ	○				1											
	社会薬学Ⅰ	○				1											
	薬学基礎実習Ⅱ	○				1											
	物理化学Ⅱ	○					1										
	物理化学演習Ⅱ	○					1										
	放射化学	○					1										
	有機薬化学Ⅱ	○					1										
	天然物化学・生薬学Ⅰ	○					1										
	機能形態学Ⅱ	○					1										
	生理学Ⅱ	○					1										
	生命科学Ⅲ	○					1										
	生命科学演習	○					1										
	微生物学Ⅰ	○					1										
	地域医療薬学Ⅰ	○					1										
	地域医療薬学Ⅱ	○					1										
	社会薬学Ⅱ	○					1										
	社会薬学演習	○					1										
	専門実習(化学系)	○					3										
	機器分析化学	○						1									
	医薬品化学Ⅰ	○						1									
	有機薬化学Ⅲ	○						1									
	天然物化学・生薬学Ⅱ	○						1									
毒性学	○						1										
分子生物学	○						1										
微生物学Ⅱ	○						1										
免疫学	○						1										

科目 区 分	授業科目の名称	履修区分			単位数												備考
		必修	選択	自由	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		5 年次		6 年次		
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
	病態生理学Ⅰ	○						1									
	薬理学Ⅰ	○						1									
	薬理学演習Ⅰ	○						1									
	薬物治療学Ⅰ	○						1									
	専門実習（生物系）	○						7									
	専門実習（医療系）	○						3.5									
	医薬品化学Ⅱ	○							1								
	衛生化学Ⅰ	○							1								
	臨床薬理学	○							1								
	病態生理学Ⅱ	○							1								
	薬物治療学Ⅱ	○							1								
	薬理学Ⅱ	○							1								
	薬理学演習Ⅱ	○							1								
	がん・化学療法学	○							1								
	製剤学Ⅰ	○							1								
	医療倫理	○							1								
	薬物動態学Ⅰ	○							1								
	臨床薬学概論	○							1								
	専門実習（物理系）	○							2.5								
	特別実習（入門）	○							3.5								
	衛生化学Ⅱ	○								1							
	衛生化学Ⅲ	○								1							
	衛生化学演習	○								1							
	薬物動態学Ⅱ	○								1							
	臨床薬理学演習	○								1							
	薬物治療学Ⅲ	○								1							
	製剤学Ⅱ	○								1							
	薬理学Ⅲ	○								1							
	薬理学演習Ⅲ	○								1							
	裁判化学	○								1							
社会薬学Ⅲ	○								1								
医薬品情報学	○								1								
医薬品情報学演習	○								1								
災害薬学	○								1								

科目 区 分	授業科目の名称	履修区分			単位数												備考
		必修	選択	自由	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		5 年次		6 年次		
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
	薬物治療学演習	○									1						
	医療安全学Ⅰ	○									1						
	社会薬学Ⅳ	○									1						
	社会薬学Ⅴ	○									1						
	臨床感染制御学	○									1						
	臨床コミュニケーション	○									1						
	臨床薬剤学Ⅰ	○									1						
	臨床薬剤学Ⅱ	○									1						
	医薬品安全性学	○									1						
	医療統計解析学	○									1						
	医療統計解析学演習	○									1						
	医薬品開発学	○									1						
	事前学習Ⅰ	○										1					
	事前学習Ⅱ	○										5					
	病院・薬局実習	○												2 0			
	病院・薬局薬学	○													1		
	医療安全学Ⅱ	○													1		
	臨床医学	○													1		
	臨床薬学演習	○													4		
	薬学特別演習			○												5	
	特別実習Ⅰ	○										1 0					
	特別実習Ⅱ	○													2 0		
合計（１２３科目）		109	12	2	186単位以上修得												

※ ドイツ語、フランス語、中国語については、同一言語2科目を履修すること。

別表第 2

授業科目	先修条件として指定する授業科目
特別実習 I	専門実習（医療系）、専門実習（物理系）、特別実習（入門）
特別実習 II	特別実習 I

※ 科目名に I、II、III、IV 及び V の番号がついている場合、番号順の履修が望ましい。

別表第3 欠席を配慮する基準（薬学部）

事例	範囲	添付書類 ※必要に応じて提出を求める場合があります
病気または負傷	疾病により登校が不可能な状況、または感染性があるもの 期間は、1回の通院に対し通院した日から起算して3日間、ただしインフルエンザの場合は7日間	医療機関の領収書（診察日および診療報酬明細が記載されているもの。コピー可） ※ただし、通院した日を含め4日以上 の自宅療養が必要な場合は、医師の診断書（コピー可）
忌引	2親等以内の親族の葬儀 （本人および配偶者から2世代を隔てた関係にある親族。祖父母・兄弟姉妹・孫など） 死亡日を含め5日以内	
交通機関の支障	公共交通機関の運休、運転見合せ、または著しい遅延	公共交通機関発行の証明書
裁判員選任時	該当期間（呼び出し）のみ	裁判所からの呼び出し状（コピー）
非常災害	風水害・火災・地震等	罹災証明書（コピー可）
その他	就職活動 被保護者の看病 大学及び学部が認めた活動 講義担当教員が特に認めたもの	出席不可を証明できる書類

1 欠席届の提出で、授業を出席したものとみなすことはできない。

2 「その他」に該当する場合、事前に事務室（教務担当）に相談すること。

3 クラブの大会などは「その他」に含む。

4 欠席した日から2週間以内の提出であること。ただし、2週間以上通学できない場合は、その都度受付を判断する。

5 保健室の一時利用による欠席届の提出は受理しない。

6 異常気象に伴う休講等については、欠席届の提出は不要とする。

Ⅲ 学生生活に関する事項

1 はじめに

(1) 事務の取扱時間

薬学部事務室窓口受付時間 8:45～12:00, 13:00～17:00

(土・日・国民の休日や年末年始は休みです。)

(2) 学生への連絡・通知方法

学生への連絡・通知は、UNIVERSAL PASSPORT（教務学務システム）掲示板への掲示又は学内メールをもって行います。連絡・通知事項は、すべて学生に周知されたものとして取り扱います。連絡・通知を見なかったことによる不都合・不利益は、当該学生本人の責任と見なされます。登下校の際は必ず掲示やメールを見る習慣を付け、また、学内メールに関しては自分の携帯電話への転送設定を行うなど、それぞれ見落としのないようにしてください。特に、受付期間が定められている場合は、期間終了後は受け付けられませんので注意してください。

また、学外からの学生に対する私的な電話の呼び出しには、一切応じませんので家族や知人等に周知しておいてください。

(3) 学生から大学への連絡方法

学生から大学への連絡は、事務室が窓口になります。学生証明書などの事務的な用件は事務室に連絡し、交通事故など一身上の用件は事務室もしくは学生部副部長に連絡してください。

薬学部事務室 ダイヤルイン 073-488-1843

学生部副部長（平田教授） ダイヤルイン 073-488-2734

平田教授メールアドレス

khirata@wakayama-med.ac.jp

和歌山県立医科大学 代表 073-447-2300

(4) 授業への出席

授業科目により、出席日数が不足すると定期試験を受けられない場合があります。

なお、本学での在学期間や進級認定などについては、本学学則及び学生便覧の「Ⅱ履修要領」を熟読し、授業に臨んでください。

(5) 学内の美化

教室をはじめ、建物内、大学構内を整理・整頓し、美化に気を配り、快適な学習・生活環境の維持に努めましょう。教室等への私物の放置、ゴミの投げ捨てや放置、校舎内での落書などをしないようにしてください。

また、放置された私物等は、日々の清掃により廃棄される場合がありますので、私物は各自責任を持って管理してください。

(6) 個人情報の厳守について

実習中に知り得た患者さんの個人情報については、学生であっても守秘義務を負います。特に臨床実習においては、個人情報については細心の注意を払ってください。

なお、個人情報等を不正に収集した者、実習中に知り得た情報を漏らした者等については、本学学則に基づき懲戒（訓告、停学、退学）の対象となります。

(7) 薬物乱用の防止について

昨今、大学生の「大麻汚染」など薬物乱用が大きな問題となっています。薬物乱用による心身への危害はいうまでもなく、違法に薬物を手にした時点で厳しい社会的制裁を受け、薬学部生にとっては致命傷となる薬剤師免許取得への支障など、人生を棒に振り将来の進路に重大な影響が出ることになります。薬学部生の本分を自覚し、良識ある行動をとるよう注意してください。

(8) 喫煙について

大学敷地内（紀三井寺、三葛含む）は全面禁煙となっており、校内での喫煙は出来ません。また、周辺道路等での喫煙も近隣住民の迷惑になるので禁止です。

(9) 飲酒について

法律により禁止されている 20 歳未満の飲酒、生命の危機を伴う一気飲み等は絶対に行わないように注意してください。クラブ新入部員歓迎会や様々な会合等では、未成年者の飲酒や一気飲みの禁止を徹底し、飲酒後は自動車、バイク、自転車などの運転はせず、同乗者も含め、お互いに飲酒運転禁止の注意喚起を行ってください。

また、住居等では地域住民の方々の生活に充分配慮し、常に節度ある行動を取ってください。

(10) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）について

LINE・Facebook・Twitter・Instagram 等の SNS を利用する際は第三者の目に触れることを意識し、軽率な振る舞いや個人情報の取扱いには注意して、適切な利用を心がけてください。

なお、SNS 等ネット上での人権侵害行為をした者等について、本学学則に基づき懲戒（訓告、停学、退学）の対象となります。

本学では、ソーシャルメディアを利用するにあたって独自のガイドラインを定めているので、内容を熟読し、遵守した上で、良識ある情報発信を行ってください。ガイドラインは学生便覧の巻末及び本学ホームページに掲載されています。

(11) 自動車による通学の禁止及び通学時の注意

自動車による通学は、原則として禁止しています。通学は、徒歩若しくは自転車・バイク・公共交通機関を利用してください。なお、学内には学生用の駐車場はありません。また、通学時は交通ルールを遵守し、時間に余裕を持って通学してください。伏虎キャンパス周辺道路は、通勤・通学で混雑しますので、安全に留意するとともに混雑の緩和に努めてください。

(12) 自転車・バイクの駐輪場について

自転車・バイクは歩行者の安全や避難経路確保等のため、定められた駐輪場に置き、施錠するようにしてください。自転車は屋根付き、バイクは屋根なしの駐輪場においてください。定められた場所以外に駐輪されていた場合や、放置されている自転車・バイク等は強制的に撤去されることがあります。

2 学籍情報の登録・変更

学校推薦型選抜及び一般選抜出願時の情報を学籍情報として、UNIVERSAL PASSPORT（教務学務システム）に登録しています。在学中に住所等学籍情報に変更がある場合は、速やかに UNIVERSAL PASSPORT（教務学務システム）から変更を行ってください。

ただし、氏名の場合は、戸籍謄本の写しを事務室に提出してください。提出後、事務室が変更の承認をします。

3 学生証

- (1) 学生証は入学時に交付します。有効期間は 6 ヶ年です。
- (2) 学生は、学生証を常に携帯してください。
- (3) 学生証を紛失したとき、又は有効期限を延長する必要があるときは、速やかに事務室に届出るとともに「学生証再交付願」を提出してください（学生証の再発行については、カード代金の実費を負担いただきます。）。
- (4) 卒業、転学、退学、除籍等学籍を失ったとき、又は更新のときは、直ちに返納してください。

4 通学証明書

通学定期券は、通学の目的で現住所から大学までの最短区間に限り購入できます。南海、JR、バス等公共交通機関で通学定期券を購入する場合、「通学区間確認証」と「学生証」の提示が必要です。

「通学区間確認証」の交付は事務室で行います。必要とする場合は、「通学区間確認証交付願」に必要事項を記入し、学生証を添えて事務室へ提出してください。

注) 実習等で学外の施設へ通学する場合は、「実習用通学証明書」が別途必要になりますので、事務室まで申し出てください。交付までに 40 日程度かかります。

5 学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

学割証は JR 等を利用して帰省、正課教育、クラブ活動等で片道 100km 以上の旅行をする場合に利用できます。学割証の制度は修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に資するためのものですから、この趣旨に合った使い方をしてください。

学割証を必要とする場合は、「学生旅客運賃割引証交付願」に必要事項を記入のうえ学生証を提示し、受け取りの際も同様に学生証を提示するようにしてください。

なお、次の事項について注意してください。

- (1) 学割証には限りがあるので申請枚数は必要最小限としてください。
- (2) 有効期間は発行日から 3 ヶ月です。ただし、卒業、退学等で学籍を失ったからの使用はできません。
- (3) 学割証は他人に譲渡することはできません。学割証の使用は本人に限ります。
- (4) 学割証を使用するときは、必ず学生証を携帯してください。

- (5) 学割証の不正使用があれば、記名本人に対して使用区間普通運賃の3倍の追徴金が課せられるだけでなく、和歌山県立医科大学への学割証の交付が停止される場合があります。特に注意してください。

6 各種証明書の申請

在学証明書、卒業見込証明書、成績証明書等各種の大学の証明書を必要とする場合は、原則として学生本人が「証明書交付願」に必要事項を記入し、事務室へ提出してください。

なお、証明書の受け取りの際は、学生証を提示してください。

※4、5、6の証明書等の交付は、原則申請をした翌日（土、日、祝日等大学の休みの日を除く。）の午後以降となります。また、成績証明書、英文証明書、特別な証明書等は交付に1週間程度を要するので、留意してください。

また、卒業後は手数料が必要となります。

7 授業料の納付方法

- (1) 授業料は、前期（5月）及び後期（11月）毎に納付いただきます。

授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者は、除籍の対象となりますので、注意してください。

- (2) 授業料は、原則として登録された預金口座から引き落としとなります。

- (3) 預金口座からの引き落としを行うため、「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」による届出が必要です。また、預金口座を変更する場合も同様の届出が必要です。

- (4) 預金口座からの引き落としによらず、本学が指定する金融機関の口座へ振込により授業料を納付することも出来ます。希望する場合は、事務室まで申し出てください。なお、振込手数料は本人負担となります。

注）在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から在学生にも新授業料が適用されます。

授業料とは別に実習経費として、実習服、実験衣等の購入費用が必要です。その他教科書類、パソコン購入費および各種試験費用が必要です。

また、学外実習では、交通費など実習にともなう経費が必要になります。

8 保健衛生

- (1) 保健室

保健室は、体調不良時に静養できるベッドを置いています。軽微な負傷に対処するための救急キット（消毒液、絆創膏、包帯等）があります。保健室を使用するときは、事務室へ申し出てください。

- (2) 健康診断

① 定期健康診断

学校保健安全法第13条の規定に基づき、全学生を対象として毎年6月末までに定期健康診断を行いますので、必ず受診してください。

なお、疾病等のため実施日に受診することができなかった場合は、後日保健所、病院又は診療所で受診し、健康診断結果を提出してもらうことになりますが、この場合は、自己負担になります。

また、臨床実習における感染予防対策として、抗体検査やワクチン接種を行っています。ワクチン接種が必要とされた学生は、やむを得ない場合を除き、必ず実習に参加する前までにワクチンを接種してください。

② その他の健康診断

健康管理上必要な事項について、健康診断の受診を指示することがあります。

なお、この健康診断は、自己負担になる場合があります。

(3) 学生相談

相談窓口 薬学部事務室 外線：073-488-1843（直通）

メールアドレス：y-soudan@wakayama-med.ac.jp

相談員	三宅 歩	教授（分子生物薬学研究室）498-8412（内線 6019）
	岩倉 浩	教授（薬物治療学）498-6485（内線 6865）
	赤池 昭紀	教授（医療薬学部門長）488-2686（内線 6014）
	田中 千晶	准教授（生薬・天然物化学研究室）498-8657（内線 6129）
	山下 琢矢	講師（病態解析学研究室）498-8321（内線 6102）
	薬学部事務室教学班長（内線 6021）	

① 学修相談

学生生活や健康に関する悩み事については、担任教員のほか、教務学生委員会の担当教員、事務室の教学班長が相談窓口となっておりますが、まずは一番話しやすい教職員に相談してください。また、障害を理由とした修学上の配慮が必要な場合は、上記相談窓口にご相談してください。

② カウンセリング

外部カウンセラーによるカウンセリングを行いますので、利用してください。

心理カウンセラー 深谷 薫（公認心理師、臨床心理士）

日 時 毎週木曜 16:30～21:30

場 所 南棟 4 階 教員室（401）

予約方法 k-fukaya@wakayama-med.ac.jp

waiyaku.co@gmail.com

なお、相談内容により、相談者の了承を得たうえで、健康管理センター（体や心に関する悩み）や危機対策室（ハラスメントに関する悩み）などの相談窓口を紹介させていただく場合があります。

③ ハラスメント（学生に対する権力を用いた嫌がらせ、男女差別意識に基づくもの、あるいは性的な関心や欲求に基づく言動）に関する相談は大学全体として取り組んでおり、事務室が窓口となっています。

(4) 健康保険証

自宅外通学生は、病気やけがのため医療機関を利用するときに備えて、自分用の健康保険証又は「遠隔地被保険者証」の交付を受けておいてください。「遠隔地被保険者証」は、被保険者証の発行機関に、在学証明書等を添えて申請すれば、交付されます。

(5) 健康診断証明書発行

就職などの申請に必要な健康診断証明書は、定期健康診断の結果に基づいて、5月下旬より希望者に発行します。定期健康診断を受診していない場合は、発行できません。

9 ハラスメントの防止

本学では、すべての構成員が豊かなキャンパス・ライフを送ることができるように、ハラスメントの防止等に取り組んでいます。我慢したり、ひとりで悩んだりせず、まず、信頼できる教職員に相談しましょう。ハラスメント等に関する相談を受けるため、プライバシーの保護が義務づけられている相談員が学内にいます。

相談員 上記 8 の(3)を参照してください。

10 担任制度

在学中の学生に対して、担任制度を採用しています。担任は、皆さんの学生生活が有意義なものになるよう、サポートや助言を行います。1年生のオリエンテーションで担任を発表します。3年後期からは配属した研究室の教員もサポートや助言を行います。

11 課外活動

大学における学生生活の主たるものは勉学ですが、それに加えて、課外活動のもつ意義もまた大きなものがあります。

本学では学生部委員会が認定したクラブ活動には参加することができます。また、既存のクラブ以外で新たにクラブ活動を立ち上げることができます。クラブ活動を行いたい場合は、事務室までご相談ください。

12 ポスター等の掲示

学生が学内においてポスター等を掲示しようとするときは、事務室に届け出て許可を受け、たうえて、所定の場所（学生用掲示板）に掲示することができます。

その場合、掲示責任者の学年・氏名を明示してください。

なお、許可期間を経過したものは、掲示者が自分で取り除いてください。

13 催物、集会等の実施

学生が学内で催物、集会等をしようとするときは、原則として 10 日前まで事務室に申し出て許可を受けてください。

14 施設等の使用

(1) 使用時間

北棟、南棟へ出入りできる時間は、次のとおりとなっています。

月～金曜日 7:30～21:00、土曜日 9:00～17:00

※日曜日、祝日及び年末・年始の休日は原則として出入りができません。授業等で出入りしようとする場合には、あらかじめ教職員の指示を受けてください。

(2) 図書館

開館時間は、平日の 9:00～18:30 です。

「Ⅵ 図書館伏虎館利用案内」を参照してください。

(3) ロッカー室（北棟 2 階、3 階、4 階）

- ① 入学後 3 年生まではロッカーを割り当てます。ロッカーの鍵は、学生自身で設定した暗証番号となりますので、管理に充分留意してください。暗証番号を忘失した場合は、速やかに事務室に届け出てください。
- ② 卒業、転学、退学、除籍、その他ロッカーの使用を要しなくなったときは、速やかに事務室に返却届を提出してください。
- ③ 多額の現金や貴重品等を学内に持ち込まないなど、盗難予防を心がけてください。

(4) 自習室（北棟 4 階）

自習等のため、自由に利用してください。ただし、荷物による場所取りや過剰な私語等他の利用者の迷惑になる行為は禁止します。

(5) 更衣室（北棟 4 階）

更衣室に私物を放置しないでください。長期間放置されている私物は処分される可能性があります。また、ゴミは適宜処分してください。

シャワールームは、授業及びクラブ活動の後に利用してください。利用後は、熱源スイッチを切ってください。

(6) 講義室等（大講義室、小講義室、中講義室、グループ研究室、OSCE 講義室）

- ① 平日の講義室等の使用については、事務室に設置しているパソコンに入っている予約サイトから使用申請をしてください。
- ② キャンセルや変更については、遅くとも予約時間の 1 時間前に必ず事務室へ連絡してください。
- ③ クラブ活動等のため、土曜日に講義室等使用したい場合は、事務室へ相談してください。

(7) アリーナ（北棟 5 階）

開館時間は、平日の 9:00～20:30 です。

- ① 平日のアリーナの使用については、事務室に設置しているパソコンに入っている予約サイトから使用申請をしてください。
- ② キャンセルや変更については、遅くとも予約時間の 1 時間前に必ず事務室へ連絡してください。
- ③ クラブ活動等のため、土曜日にアリーナを使用したい場合は事務室へ相談してください。土曜日の使用可能時間は 9:00～17:00 です。

- ④ アリーナ使用においては、屋内シューズに履き替えてください。
- ⑤ 施設を傷つける用具及び堅いものの持ち込みは禁止します。(軟式野球ボール、バット等)
- ⑥ アリーナ使用後は、窓の戸締り、モップ掛けを遵守し、アリーナを清潔かつ大切に扱ってください。
- ⑦ 怪我人が発生した場合、また施設及び備品等を破損した時は、直ぐに守衛室へ連絡してください。

※注意事項に違反した場合、アリーナの利用を禁止します。

(8) トレーニングルーム（北棟 4 階）

開館時間は、平日の 9:00～20:30、土曜日の 9:00～17:00 です。

- ① トレーニングルーム内の収容人数は、最大 4 人までです。密にならないようにしてください。
- ② 使用時間は 1 人につき、1 日 2 時間までです。
- ③ トレーニングルーム及び機器は、清潔かつ大切に扱ってください。
- ④ 使用する場合は受付表に氏名、所属、日付、使用時間を必ず記載してください。
- ⑤ 体調不良の時は、使用を控えてください。
- ⑥ 使用中、体調に異変を感じたらすぐに中止してください。
- ⑦ 上履きシューズに必ず履き替えてください。(土足禁止)

(9) 施設使用上の注意

- ① 使用上の注意事項を遵守してください。
- ② 火気、戸締まり、消灯等には常に注意し、使用後は施設内外の清掃、整理整頓を行うたうえ、事務室等に必ず連絡してください。
- ③ 学生が専用する部屋（更衣室、クラブ室、自治会室等）は、特に自ら防火、整理整頓を心がけてください。
- ④ 施設器具等を破損、汚損又は紛失したときは、速やかに事務室に届け出てください。
- ⑤ 食堂、ラウンジ、講義で使用した講義室以外での飲食は禁止です。
- ⑥ 防犯のため、私物を放置しないようにし、ゴミは適宜処分し清潔に使用してください。
- ⑦ キャンパス内にて危険を伴う練習及び他人を傷つける恐れのある練習は禁止です。(階段昇り降り等)

15 奨学金（別記）

- (1) 日本学生支援機構奨学金は、4 月に希望者を募集します。
- (2) その他各団体から奨学金の募集があり次第、その都度北棟 2 階の掲示板に掲示します。
- (3) 上記(1)(2)の奨学金の交付を希望する者は、それぞれ所定の手続きが必要となりますので、事務室までお問い合わせください。

16 欠席、休学、復学、退学等

(1) 欠席

授業を欠席する（した）際、欠席に配慮を希望する場合は、「Ⅱ履修要領」の別表第3「欠席を配慮する基準」を参照し、「欠席配慮願」を事務室に提出してください。なお、やむを得ず事後になる場合は、その理由を付して速やかに提出してください。

(2) 休学

疾病その他やむを得ない理由のため、引き続き3か月以上修学することが困難なときは、「休学願」に医師の診断書等その理由を証する書類を添付して提出し、許可を受けてください。

休学期間は、引き続き1年を超えることはできませんが、特別な理由の場合は、引き続き許可を願い出て延長することができます。休学期間は在学期間に算入されません。

(3) 復学

休学期間が満了して復学しようとするとき、又は休学期間中にその理由が消滅して復学しようとするときは、「復学願」を提出して許可を受けてください。復学しようとするときは、速やかに事務室まで相談してください。

(4) 退学（自主退学）

疾病その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、「退学願」を提出して許可を受けてください。

(5) 除籍

次に該当する学生は、原則除籍されますので、注意してください。

- ① 学生便覧「Ⅱ履修要領 8 在籍可能期間・進級判定」に記載されている在学可能期間を超えた者
- ② 休学期間が通算して6年を超えてなお修学できない者
- ③ 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(6) 懲戒処分（訓告、停学、退学）

本学学則その他規程等に違反する行為、または学生としての本分に反する行為をしたときは懲戒処分（訓告、停学、退学）となることがあります。

17 海外での活動

海外で行われる研修等に参加する場合は、研修内容等が分かる資料を添付のうえ、「海外活動届出書」を事務室まで提出してください。

その他、私的な旅行等で海外への渡航を予定している学生についても、「海外活動届出書」を事務室に提出してください。

なお、海外渡航の際は誘拐・脅迫・テロ等の不測の事態に巻き込まれることのないよう、外務省海外安全ホームページにて最新情報を確認のうえ、外務省が実施している渡航登録サービスに必ず登録するよう学生間でも周知徹底を図ってください。

連絡体制及び危機対策等の詳細については、別途事務室からお知らせします。

- ・ 外務省海外安全ホームページ : <http://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・ 外務省渡航登録サービス : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

IV 奨学金

本学は、高等教育の修学支援新制度の対象大学です。

本学で取り扱っている奨学金は、日本学生支援機構の奨学金と民間及び地方自治体等の奨学金があります。また、奨学金の種類により、卒業後、返還義務のある「貸与」及び返還義務のない「給付」があります。

奨学金の募集時期は、4～5月に集中しています。募集は掲示板で行いますので、奨学金を希望する学生は、掲示内容に注意しておいてください。

○独立行政法人日本学生支援機構

独立行政法人日本学生支援機構は、独立行政法人日本学生支援機構法に基づいて設立された機関で、優秀な学生で経済的理由のため修学困難な者に学資が貸与されます。

本学では、日本学生支援機構からの推薦依頼に基づき出願者の種々の条件を考慮して選考を行い、日本学生支援機構に推薦します。

(1) 募集・推薦・採用

毎年4月に募集します。希望者はインターネットで申し込み、必要な書類等を事務室まで提出してください。選考のうえ適格者を推薦します。

日本学生支援機構では、審査のうえ採否を決定し、本学あてに通知があります。採否の結果については、事務室から連絡します。採用された場合は、返還誓約書などの提出や連帯保証人などの選任が必要です。期限までに提出されなかった場合は、採用が取り消されます。

(2) 貸与種別・月額

・令和3年度入学者

種 類	自 宅	自 宅 外
第一種奨学金	45,000 円	40,000 円 or 51,000 円
	20,000 円 or 30,000 円	
第二種奨学金	20,000 円から 10,000 円単位で上限 120,000 円までの金額	

(3) 貸与期間及び奨学金の交付

採用時から最短修業年限（例：3年生で採用された場合は4年間）。出願時に銀行振込口座を届け出、原則として毎月11日に振り込まれます。

(4) 奨学金継続願の提出

奨学生は毎年大学が定める期間内（12月下旬～1月下旬頃）にインターネットにより奨学金継続願を提出してください。

期限までに提出しなかった者は、奨学金が廃止されます。

(5) 停止と廃止

留年及び休学した場合は、奨学金の交付が停止され、再度留年した場合や退学した場合は廃止されます。

(6) 奨学金の返還

貸与された奨学金は、貸与終了 6 か月経過後から所定の期間内に希望の割賦方法にて返還しなければなりません。平成 22 年度採用生より、返還誓約書などの返還に関する書類は、奨学金採用時に提出することになっています。貸与終了時には、貸与奨学金返還確認票記載内容の確認及び奨学金返還用のリレー口座への加入が必要となります。貸与奨学金返還確認票記載内容に変更がある場合は、届出が必要です。

この返還金は、後輩に奨学金として貸与する仕組みとなっておりますので、定められた期間内に必ず返還してください。定められた期間内に返還されない場合は、卒業生の延滞状況に応じて本学からの採用人数が減少することにもなり、また、大学名が公表される可能性があります。在学時から、返還が完了するまで貸与を受けているという自覚を持ち続け、本学学生として責任を持って返還してください。

なお、卒業後、上級校に進学した時などは、「在学届」の提出により卒業時まで返還が猶予されます。また、住所等を変更した場合は、日本学生支援機構まで変更届を提出してください。

(7) 緊急採用・応急採用

募集時期以外に家計支持者の失職、破産、倒産、病気又は死亡若しくは火災、風水害等の事由により家計が急変し、緊急に奨学金の貸与が必要になった場合は、緊急採用の制度がありますので薬学部事務室まで相談してください。

V 学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険の概要

この保険の趣旨

この保険は、大学で学ぶ学生が教育研究活動中に被った災害に対して 必要な給付を行い、大学の教育研究活動の充実・発展に寄与することを趣旨とする災害補償制度と、学生が補償対象活動中に生じた他人に対する法律上の賠償責任に対応する賠償責任保険です。

「学研災」「付帯賠償」は、財団法人日本国際教育支援協会を契約者（保険共同引受会社 4 社）とする大学生のための全国規模の保険で、本学は、当保険の賛助会員大学となり、加入受付事務等を行っています。（保険共同引受会社：あいおいニッセイ同和損保、損保ジャパン日本興亜、東京海上日動、三井住友海上）

1 保険の有効期間

被保険者が在籍する大学に所定の保険料添えて申込みを行った日の翌日午前 0 時から始まり所定の卒業年次の 3 月 31 日の午後 12 時までとなります。

ただし、新入学生が 3 月末までに大学に所定の保険料を添えて申込みを行ったときは、4 月 1 日の午前 0 時から始まり所定の卒業年次の 3 月 31 日の午後 12 時までとなります。

2 学生教育研究災害傷害保険（学研災）について

(1) この保険の対象となる傷害

①学生教育研究災害傷害保険普通保険

被保険者が在籍する大学の教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を生じた場合に保険金が支払われます。ただし「病気」はこの保険の対象となりません。

「教育研究活動中」とは……

ア 正課を受けている間

イ 学校行事に参加している間

ウ ア、イ以外で学校施設内にいる間

エ 学校施設外で大学に届け出た課外活動（クラブ活動）を行っている間

②通学中等傷害危険担保特約

被保険者の住居と学校施設等との通学、学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます。

③接触感染予防保険金支払特約

被保険者が臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症の病原体に予期せず接触し、その原因となる事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合に保険金が支払われます。

(2) 保険金の種類と額

①死亡保険金（事故の日から 180 日以内に死亡したとき）

上記（1）の①のア・イの場合 2,000 万円

- 〃 ウ・エ及び②の場合 1,000 万円
- ②後遺障害保険金
- 上記 (1) の①のア・イの場合 程度に応じて 120～3,000 万円
- 〃 ウ・エ及び②の場合 程度に応じて 60～1,500 万円

③ 医療保険金

- 上記 (1) の①のア・イの場合 治療日数 1 日以上が対象
- 〃 ②の場合 治療日数 4 日以上が対象
- 〃 ①のウ・エの場合 治療日数 14 日以上が対象

入院加算金は入院 1 日に付き 4,000 円加算して支払われます。(入院 1 日目から)

(注 1) この保険金は生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金と関係なく支払われます。

(注 2) 「治療日数」とは、原則として傷害を被った直接の結果として「医師が必要であると認めた治療が完了した日まで」の間の実治療日数(実際に入院または通院した日数)をいいます。薬剤、診断書、医療器具等の受領等、治療を伴わない通院は含みません。また、同日に複数の病院へ通院した場合でも治療日数は 1 日になります。

④ 接触感染予防保険金

- 上記 (1) の③の場合 1 事故につき 15,000 円 (定額払)

3 学研災付帯賠償責任保険 (付帯賠償) について

(1) この保険の内容

国内外において、学生が、正課、学校行事及びその往復中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

(2) この保険の対象となる活動 (国内外の活動が対象になります。)

正課、学校行事及びその往復

(3) 補償金額

- ①対人・対物賠償 1 事故 1 億円限度
(免責金額 0 円)

4 保険料分担金について

保険料分担金は被保険者 1 名につき次のとおりです。

保 険 期 間	学 研 災	付 帯 賠 償	保 険 期 間	学 研 災	付 帯 賠 償
1 年 生	1,020 円	340 円	4 年 生	3,370 円	1,360 円
2 年 生	1,790 円	680 円	5 年 生	4,130 円	1,700 円
3 年 生	2,650 円	1,020 円	6 年 生	4,800 円	2,040 円

※学研災には通学中等傷害危険担保特約保険料及び接触感染予防保険金支払特約保険料が含まれています。

5 異動の場合の手続について

(1) 2年以上の期間をまとめて加入した方は次の場合、事務室で異動通知書を入手し、必要事項記載のうえ日本国際教育支援協会に返還請求を行ってください。

①退学したとき

②保険期間中に通算して1年以上休学したとき

(2) 休学、留年が理由で所定の修業年限が延長される場合は、保険契約の終了のとき新たに追加加入の手続きが必要となります。所定の保険金を添えて薬学部事務室に申し込んでください。

6 その他

(1) 学研災、付帯賠償の全員加入について

本学では、「教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」への加入を義務づけています。

(2) 学研災付帯学生生活総合保険について（任意加入）

これらの保険（学研災・付帯賠償）のほか、任意加入でさらに広範囲の補償を受けられる保険制度として「学研災付帯学生生活総合保険」があります。

特色

◎海外でもOK、24時間いつでも補償（アルバイト中も補償）

◎（保護者が万一事故で死亡・重度後遺障害の場合）卒業までの学資金、一時金も補償

◎小さなケガや病気でも治療日数1日から補償

※以上の保険を取り扱っている保険会社を参考までにあげておきます。

（取扱代理店）（有）ワコウシステムズ

TEL：073-477-6671

（引受保険会社）東京海上日動（株）和歌山北支店

TEL：073-431-5281

このほかにも、学生向けの保険は学生生協や各損害保険会社や生命保険会社で販売されています。

VI 図書館伏虎館利用案内

1 開館・休館

(1) 開館日・時間

月曜日～金曜日：9：00～18：30

(2) 休館日

土曜日・日曜日・祝日、年末年始（12月28日～1月4日）

その他の臨時の休館日（掲示、ウェブサイトでお知らせします）

2 図書館・資料の利用

(1) 利用者カード

図書館へ入館したり資料を借りたりするときには利用者カードが必要です。利用者カードは、在学・在籍中有効です。利用者カードは交付を受けた本人の使用に限ります。紛失しないよう大切に取り扱いってください。万一紛失した場合は、ただちに図書館へご連絡ください。

(2) 資料の閲覧

館内の図書や雑誌などは自由に閲覧することができます。閲覧後の資料は必ず元の位置に戻してください。

(3) 資料の貸出

借りたい資料と利用者カードを持って、カウンターで貸出手続きをしてください。禁帯出ラベルの貼ってあるものや未製本雑誌、映像資料等は館外貸出できません。

＜貸出冊数・期間＞

	単行本
本学の学生等	5冊 1週間

(4) 資料の返却

返却期限日までにカウンターへ資料を返してください。休館日及び開館時間外の返却には入口付近にあるブックポストをご利用ください。紀三井寺館および三葛館に返却することもできます。

返却期限を過ぎても返却されない場合は、延滞日数に応じて貸出が停止されます。

紀三井寺館と三葛館を含む全館で、延滞資料が1冊でもある場合は新たな貸出ができませんのでご注意ください。

(5) 貸出期間の延長

借りている単行本は、予約が入っていない場合に限り、1回だけ継続して借りることができます。返却期限日までに資料をカウンターまで持参し、手続きをしてください。インターネット上でOPAC（蔵書検索）からも延長できます。延長にはマイライブラリへの登録が必要です。電話での延長はできません。

(6) 資料の予約

貸出中の資料は、インターネット上でOPAC（蔵書検索）から予約できます。予約にはマイライブラリへの登録が必要です。予約した資料が返却されたらメールでご連絡します。

(7) 視聴覚（映像）資料の館内閲覧

DVDやビデオ、CD-ROM等の映像資料は館内で閲覧することができます。カウンターで手続きをしてください。

(8) 購入希望

図書館に所蔵していない資料で、購入してほしい資料がある場合は、図書館カウンターに設置されている「図書購入リクエスト用紙」に記入していただくか、ホームページよりリクエスト用紙をダウンロードしていただき、記入してカウンターまでご提出ください。検討したうえで購入します。

(9) 資料の複写

館内の資料は、著作権法の許す範囲内で複写することができます。

次の事項を守って複写してください。

- ① 調査や研究のために個人的に使用する場合に限る。
- ② 複写部数は、同一文献について1人あたり1部とする。
- ③ 著作物の一部分（50％）以下とする。雑誌論文も1著作物とする。
- ④ 定期刊行物(雑誌)は、発行後相当期間経過するまで複写できない。ただし、相当期間経過後は1論文全体の複写も可能。

3 図書館利用上のお願い

- ★ 他の利用者に迷惑がかかるような行為は慎んでください。
- ★ 館内での飲食、喫煙は禁止です。
- ★ 携帯電話等は、電源を切るか、マナーモードに設定してください。通話は禁止です。
- ★ 館内での写真・動画の撮影は禁止です。
- ★ 館内で利用した資料は、各自で必ず元の位置へ戻してください。
- ★ 図書館の資料や機器、備品は大切に利用してください。紛失、汚損等した場合は、現物あるいは代金で弁償をお願いします。

VII 各種届出書、窓口

1 各種届書、願書について

各種届出は事務室で入手できます。困ったことがあれば事務室を訪ねてください。

提出書類

種 類	提 出 時 期	提 出 先
在学誓約書	入学時	事務室

願 書

種 類	提 出 時 期	提 出 先
追試験受験願	追試験を受験しようとするとき	事務室
学生証再交付願	学生証を紛失し、再交付を受けるとき	〃
通学区間確認証交付願	通学証明書の交付を受けようとするとき	〃
学生旅客運賃割引証交付願	学割証の交付を受けようとするとき	〃
証明書交付願	各種証明書の交付を受けようとするとき	〃
休学願	3か月以上休学しようとするとき	〃
復学願	休学の事由が止んだとき	〃
退学願	退学しようとするとき	〃
欠席配慮願	授業の欠席に配慮を希望するとき（欠席を配慮する基準に示す書類を添えること）	〃

届 書

種 類	提 出 時 期	提 出 先
海外活動届出書	海外の研修等に参加しようとするとき	事務室
事故等報告書	事故を起こしたとき	〃

2 各種相談窓口について

相談内容	相談先
履修、試験、進級に関すること	事務室(教務担当)、担任
カリキュラムに関すること	〃
施設の利用に関すること	事務室(学務担当)、担任
証明書の発行に関すること	〃
学生証の再発行に関すること	〃
課外活動に関すること	〃
授業料、奨学金、保険に関すること	〃
学修に関すること	担任、学生相談室、話しやすい教職員
将来の進路に関すること	〃
学生生活の相談に関すること	〃
授業内容（シラバス）に関すること	担任、各授業担当教員、事務室(教務担当)
図書館に関すること	図書館伏虎館（事務室）
健康相談に関すること	担任、事務室（健康管理センター）
メンタル相談に関すること	担任、学生相談室、話しやすい教職員
ハラスメント相談に関すること	担任、ハラスメント相談員、話しやすい教職員
その他	事務室、担任

追 試 験 受 験 願

年 月 日

和歌山県立医科大学長 様

学籍番号

年 次

氏 名

下記のとおり、追試験を受験したいので申請します。

記

1 追試験科目名

2 指定期日に受験できなかった理由

※医師の診断書等その理由を証する書類を添付すること。

	学長	学生部副部長	室長	班長	係
決裁	＝	＝			

(印い)
再交付してほしいゆゑ。

学生証紛失届及び再交付願

年 月 日

和歌山県立医科大学長 様

(写真添付)

学部/学年

薬学部 / 年

学籍番号

番

氏 名

生年月日

年 月 日

現 住 所

下記理由のため、学生証を再交付くださるようお願いします。

理 由

☐ 紛失

☐ 破損

☐ 期限延長

☐ その他()

(1) 紛失の場合に記載

紛失年月日

紛失の状況

(2) 期限延長の場合に記載

旧 有効期限

延長の理由

新 有効期限

カード代金徴収済み

※1 写真の変更を希望する場合は、上半身正面脱帽の写真1枚(3cm×2.5cm)を添付すること。
※2 紛失、破損の場合は、カード代金(3,200円)を添えて提出すること。(改姓による再発行の場合は不要)

通学区間確認証交付願

年 月 日

和歌山県立医科大学長 様

学部／学年	学部 / 年生
学籍番号	
氏名	
生年月日	年 月 日
現住所	

下記のとおり、通学証明の検印を申請します。

記

通学区間			検印済印
和歌山バス	駅	駅区間	
J R	駅	駅区間	
南海本線	駅	駅区間	
貴志川線	駅	駅区間	
線	駅	駅区間	
線	駅	駅区間	

※1 通学区間の検印を申請する際は、学生証とともに提出すること。
※2 通学区間は、本学と現住所間についてのみであるので留意すること。
※3 定期券を購入するときは、定期券販売所の所定の申込用紙に記入のうえ、学生証とともに検印を受けた通学区間確認証を提示すること。

学生旅客運賃割引証交付願

年 月 日

和歌山県立医科大学長 様

和歌山県立医科大学薬学部薬学科

学籍番号

年 次

氏 名

(才)

つぎのとおり学生旅客運賃割引証の交付を申請します。

旅 行 目 的	使 用 区 間	乗 車 券 の 種 類	交付枚数
正課教育 課外教育 就職試験 その他 帰 省 見 学 ()	駅から 經由 駅まで	片道 往復 連続 周遊	
正課教育 課外教育 就職試験 その他 帰 省 見 学 ()	駅から 經由 駅まで	片道 往復 連続 周遊	
正課教育 課外教育 就職試験 その他 帰 省 見 学 ()	駅から 經由 駅まで	片道 往復 連続 周遊	

注 1 旅行目的及び乗車券の種類は欄は、該当するものに○をしてください。

発行年月日	年 月 日	学割証番号	
-------	-------	-------	--

証 明 書 交 付 願

年 月 日

和歌山県立医科大学長 様

和歌山県立医科大学薬学部薬学科
学籍番号
年 次
氏 名

つぎのとおり証明書の交付を申請します。

証明書の種類	必要枚数	用 途	提 出 先
在 学 証 明 書			
成 績 証 明 書			

欠 席 配 慮 願

年 月 日

和歌山県立医科大学薬学部薬学科 様

和歌山県立医科大学薬学部薬学科
学籍番号
年 次
氏 名

欠席を配慮する基準（薬学部）の事例 _____ に該当し、

欠席します
欠席しました

ので欠席に対する配慮をお願いします。

期 間	自 年 月 日（ 曜日） 至 年 月 日（ 曜日） 日間
科 目	（例）薬学入門
理 由 （証明書類を添付） 証明書類等の有無 ☐	なるべく詳細に記載してください。 （例）●月●日に発熱し、●月●日に●●病院を受診し、インフルエンザと診断された。●月●日に解熱し、そこから●日間のため。

休 学 願

年 月 日

和歌山県立医科大学長 様

和歌山県立医科大学薬学部薬学科
学籍番号
年 次
氏 名
保証人 住 所
氏 名
保証人 住 所
氏 名

印

印

印

つぎのように休学したいのでご許可下さるよう保証人連署をお願いいたします。

休 学 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日 日間
休学（延長）理由	
休 学 中 連 絡 先	
備 考	

（注） 1 医師の診断書等、休学の理由を証する書類を添付すること。

復 学 願

年 月 日

和歌山県立医科大学長 様

和歌山県立医科大学薬学部薬学科
学籍番号
年 次
氏 名
保証人 住 所
氏 名
保証人 住 所
氏 名

印

印

印

つぎのように復学したいのでご許可下さるよう保証人連署をお願いいたします。

休 学 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日 日間
復 学 の 理 由	
復 学 年 月 日	年 月 日

（注）休学の理由が疾病又は負傷によるものであったときは、医師の診断書を添付すること。

退 学 願

年 月 日

和歌山県立医科大学長 様

和歌山県立医科大学薬学部薬学科
学籍番号
年 次
氏 名 印
保証人 住 所 印
氏 名
保証人 住 所 印
氏 名

つぎの理由により退学したいのでご許可下さるよう保証人連署をもってお願いします。

退 学 年 月 日	年 月 日
退 学 の 理 由	

海外活動届出書

和歌山県立医科大学学長 様

届出者
学 部
学 年
氏 名

下記のとおり、海外において活動をいたしますので、届け出ます。

記	
1 場 所（行き先）	国名 地域
2 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
3 目 的	
4 内 容	
5 現地連絡先 (緊急時)	
6 参加者 (学内同行者)	
7 備 考	

※ 計画書、旅程、交通ルート等を示す資料を添付すること。
※ 研修やその他に該当する場合は詳細を記入し、参考資料となるものがあれば併せて添付すること。（場合によっては国際交流センターから助成する場合があります。）
※ 事故等にあった場合は、大学に報告すること。

事 故 等 報 告 書

年 月 日

和歌山県立医科大学長 様

報告者 氏 名

つぎのとおり報告します。

事故等の発生日時	年 月 日 時 分頃	
事故等の発生場所		
学 生 学籍番号 年 次 氏 名		
相手方 住 所 氏 名	TEL () ー	
そ の 他 関 係 者 氏 名 ・ 住 所 等		
事 故 等 の 概 要		
傷 害 の 程 度 (人身・物品)	本 人	
	相手方	
処 理 経 過		
備 考		

.....



1 F



- 事務局
- 会議室



- 大講義室
- 売店

2F



- 小講義室
- グループ研究室

■ 飼育室

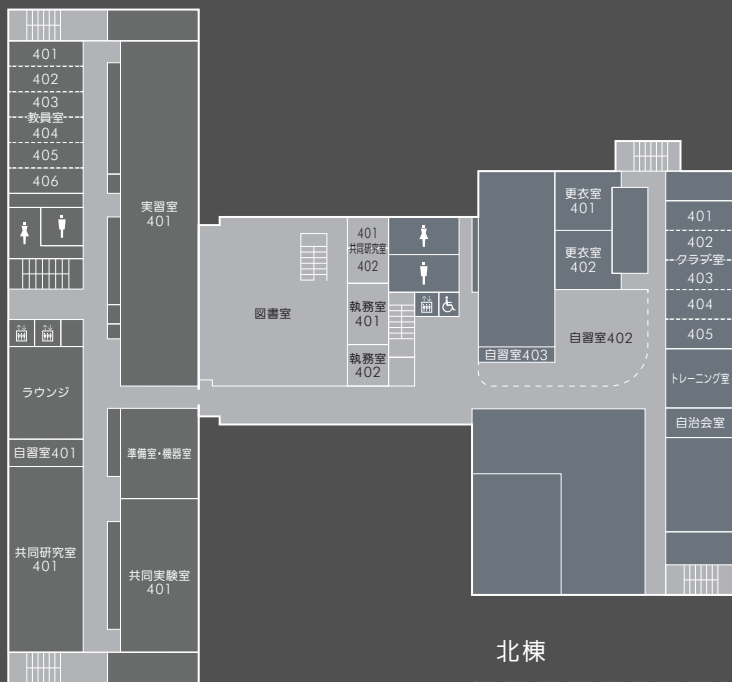


- 中講義室

- 実習室
- OSCE

4F

5F

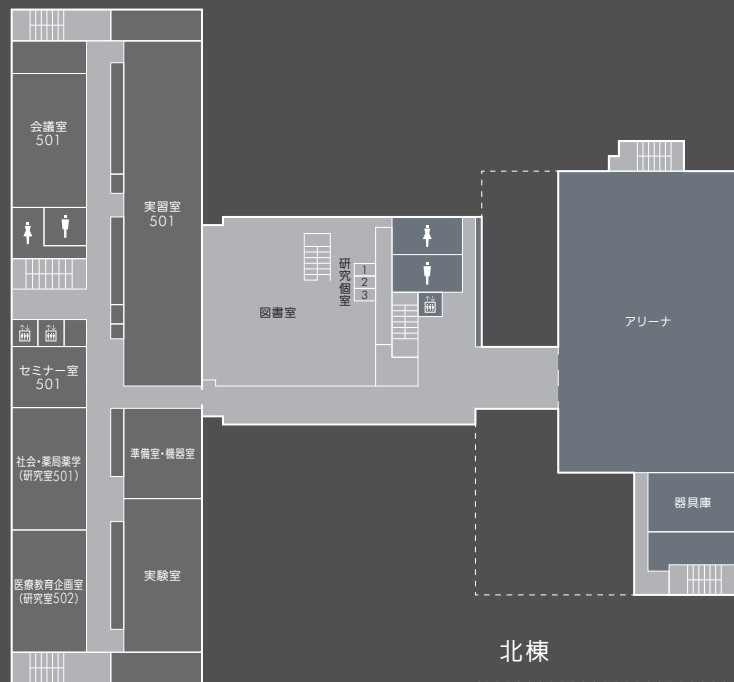


北棟

● クラブ室

南棟

- 共同研究室
- 共同実験室
- 実習室



北棟

● アリーナ

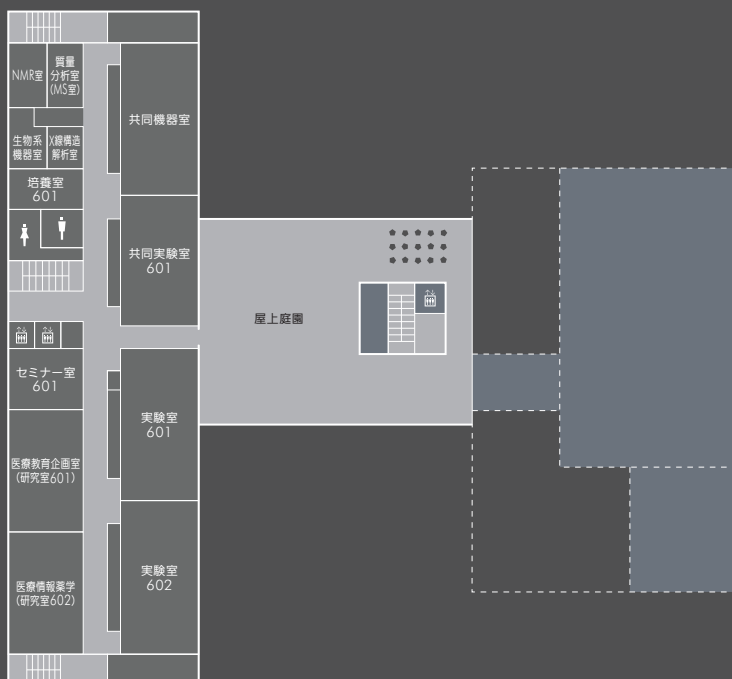
南棟

- 研究室
- 実験室
- 実習室

6F

7F

8F

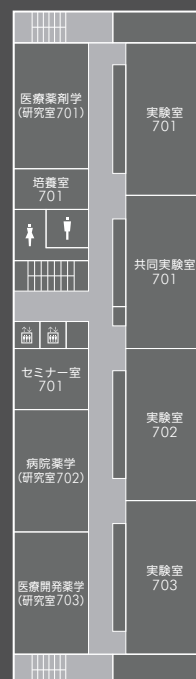


北棟

● クラブ室

南棟

- 研究室
- 実験室

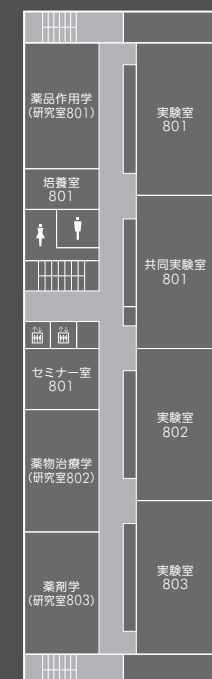


北棟

● クラブ室

南棟

- 研究室
- 実験室



北棟

● クラブ室

南棟

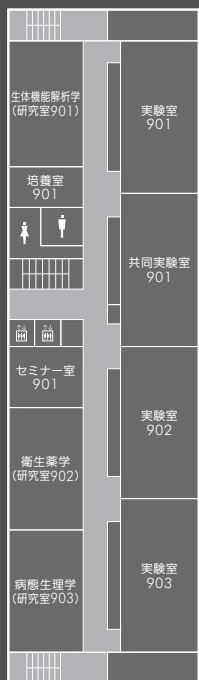
- 研究室
- 実験室

9F

10F

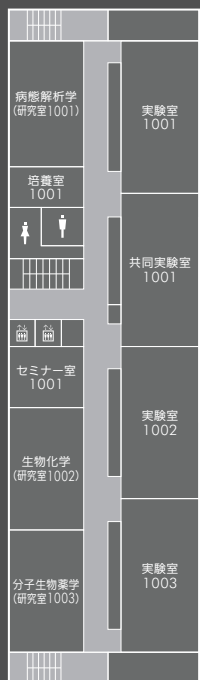
11F

Rf



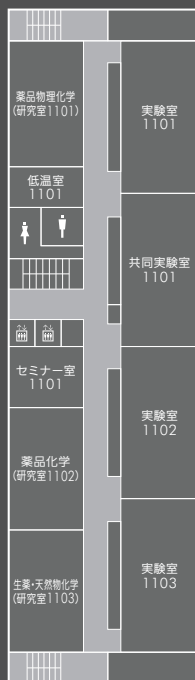
南棟

- 研究室
- 実験室



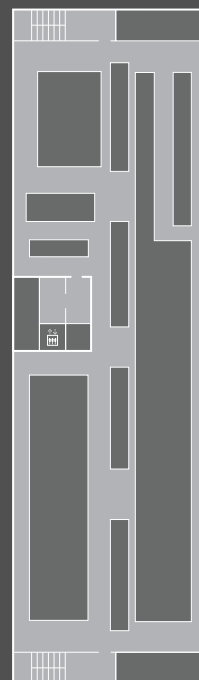
南棟

- 研究室
- 実験室



南棟

- 研究室
- 実験室



制 定 平成18年4月1日和医大規則第1号
最終改正 令和4年7月1日和医大規則第1号

第1章 総則

(目的)

第1条 和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第22号）に則り、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学として、医学、保健看護学及び薬学に関する基礎的、総合的な知識と高度で専門的な学術を教授、研究するとともに、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材を育成することにより、和歌山県の医療・保健の充実を図り、もって文化の進展と人類の健康福祉の向上に寄与することを目的とする。

(自己点検評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の点検及び評価の結果について、本学関係者以外の者による検証を行うものとする。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(学部及び学科並びに医学部の大講座及び講座)

第3条 本学に、医学部医学科、保健看護学部保健看護学科及び薬学部薬学科を置く。

2 医学部医学科に別表に掲げる大講座及び講座を置く。

(専攻科)

第3条の2 本学に専攻科を置く。

2 専攻科に関する事項は、別に定める。

(大学院)

第4条 本学に設置する大学院の組織、修学等に関し必要な事項は別に定める。

(学生定員)

第5条 各学部の学生（研究生、聴講生、特別聴講学生、科目等履修生及び外国人留学生を除く。）の定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
医 学 部	90人	540人
保健看護学部	80人	320人
薬 学 部	100人	600人

(職員組織)

第6条 本学に置く教員及び職員は、別に定める。

第2章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第7条 本学の修業年限は、医学部及び薬学部にあつては6年とし、保健看護学部にあつては4年とする。

(在学期間)

第8条 医学部の在学期間は、12年を超えることはできない。

2 前項の場合において、第1学年から第4学年までの区分につきそれぞれ2年及び第5学年から第6学年までの区分につき4年を超えて在学することができない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、この限りではない。

3 前2項の在学期間の計算に当たっては、再入学した者にあつては本学に在学した期間、

転入学した者にあつては転入学前における当該大学の在学期間を通算するものとする。

4 保健看護学部の在学期間は、8年を超えることはできない。

5 前項の規定にかかわらず、再入学及び転入学した者は、学長が教授会の審議を経て定めた在学年限の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

6 薬学部の在学期間は、12年を超えることはできない。

7 前項の場合において、第1学年から第3学年までの区分につきそれぞれ2年及び第4学年から第6学年までの区分につき6年を超えて在学することができない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、この限りではない。

8 前2項の在学期間の計算に当たっては、再入学した者にあつては本学に在学した期間、転入学した者にあつては転入学前における当該大学の在学期間を通算するものとする。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学期は、前期及び後期の二期制とする。

2 前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。

(休業日)

第11条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 開学記念日 2月20日
- (4) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
- (5) 春期休業日 4月1日から4月10日まで
- (6) 夏期休業日 7月18日から9月3日まで
- (7) 冬期休業日 12月25日から翌年1月7日まで

2 学長は、必要があると認めるときは、前項第3号から第7号までに掲げる休業日を変更し、又は前項に掲げる休業日以外の日を臨時に休業日とすることができる。

第4章 授業科目及び履修方法等

(授業科目)

第12条 学部に置く授業科目は、別に定める。

2 学長は、前項に定めるもののほか、教育上必要と認める授業科目を当該各学部教授会の審議を経て設けることができる。

(授業の方法)

第12条の2 授業は、講義、演習、実験、実習又は実技のいずれか又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(授業科目の期別配分)

第13条 第12条の授業科目の期別配分は、当該各学部教授会の審議を経て学長が別に定める。

(授業科目の履修)

第14条 授業科目の履修は、当該各学部教授会の審議を経て学長が別に定める。

(単位の授与、授業科目修了の認定及び進級の認定)

第15条 単位の授与及び授業科目修了の認定は、試験その他の審査により担当の教員が行う。

2 前項の試験その他の審査は、当該授業科目を履修した者でなければ受けることができない。

3 進級の認定は、医学部にあつては第1学年修了時、第2学年修了時、第3学年修了時及び第4学年修了時に、保健看護学部にあつては第1学年修了時及び第2学年修了時に、薬学部にあつては第1学年修了時、第2学年修了時及び第3学年修了時に当該各学部教

授会教授会の審議を経て学長が行う。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第16条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(以下「大学等」という。)との協定に基づき、学生が他の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、当該各学部教授会の審議を経て本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得した単位の取扱い、別に定める。

(大学等以外の教育施設等における学修)

第17条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該各学部教授会の審議を経て本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により修得した単位の取扱い、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第18条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学等において履修した授業科目について修得した単位を、当該各学部教授会の審議を経て入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、当該各学部教授会の審議を経て本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得した単位の取扱いは、別に定める。

(試験の種類)

第19条 各授業科目の試験は、定期試験、追試験及び再試験とし、追試験は定期試験を受けなかった者に対して行うものとし、再試験は試験に不合格となった者に対して行うものとする。

2 前項に規定する試験のほか、授業科目担当教員は必要と認めたときは、随時に試験を行うことができるものとする。

(学位記の授与)

第20条 学長は、医学部において、6年以上在学し、所定の授業科目の単位を修得した者に対し、学士(医学)の学位記(別記第1号様式)を授与する。

2 学長は、保健看護学部において、4年以上在学し、所定の授業科目の単位を修得した者に対し、学士(保健看護学)の学位記(別記第2号様式)を授与する。

3 学長は、薬学部において、6年以上在学し、所定の授業科目の単位を修得した者に対し、学士(薬学)の学位記(別記第3号様式)を授与する。

第5章 入学

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第22条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(入学志願の手続)

第23条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に検定料及び別に定め

る書類を添えてこれを学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第24条 前条により本学に入学を志願する者に対しては、学長の定めるところにより選考を行う。

2 選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の手続及び入学許可)

第25条 前条の規定による選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、入学に際して、学長の定めるところにより宣誓するとともに、指定する期日までに、保証人を定め、在学誓約書(別記第4号様式)に所定の入学金を添えて提出しなければならない。

2 前項の保証人は、2人とし、いずれも成年者であって独立して生計を営む者でなければならない。

3 前2項の入学手続を完了した者(入学金の免除申請中の者及び徴収猶予申請中の者を含む。)に入学を許可する。

4 正当な理由がなく第1項及び第2項に規定する手続をしない者に対しては、入学を許可しないものとする。

(編入学、転入学及び再入学)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学の医学部への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。

(1) 他の大学において、医学進学課程又はそれに相当する課程を修了した者及び文部科学大臣の指定した者で編入学を志願するもの

(2) 他の大学の医学部医学科に在学中の者で、当該大学長の許可を受けて専門課程に転入学を志願するもの

(3) 本学の医学部を退学した者で再入学を志願するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者で、本学の保健看護学部への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。

(1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第1号の規定により文部科学大臣の指定した学校のうち短期大学を卒業し編入学を志願するもの

(2) 保健師助産師看護師法第21条第1号の規定により文部科学大臣の指定した学校のうち専修学校の専門課程を修了(第24条に規定する者に限る。)し編入学を志願するもの

(3) 保健師助産師看護師法第21条第2号の規定により厚生労働大臣の指定した看護師養成所のうち専修学校の専門課程(保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部・厚生省令第1号)第4条第1項に規定する指定基準により指定したものに限る。)を修了(第24条に規定する者に限る。)し編入学を志願するもの

(4) 他の大学の看護に係る学科に在籍中の者で、当該大学長の許可を受けて転入学を志願するもの

(5) 本学の保健看護学部を退学した者で再入学を志願するもの

3 次の各号のいずれかに該当する者で、本学の薬学部への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。

(1) 他の大学において、薬学進学課程又はそれに相当する課程を修了した者及び文部科学大臣の指定した者で編入学を志願するもの

(2) 他の大学の薬学に係る学科に在籍中の者で、当該大学長の許可を受けて転入学を志願するもの

(3) 本学の薬学部を退学した者で再入学を志願するもの

4 前3項の入学許可に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学及び復学)

第27条 病気その他のやむを得ない理由により引き続き3箇月以上修学することができない者は、学長の許可を受けて休学することができる。

2 前項の許可を受けようとする者は、保証人と連署した休学願を学長に提出しなければならない。

3 学長は、病気その他の事由により修学することが不適当と認められる者に対し、休学を命ずることができる。

- 4 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合において学長の許可を受けたときは、この限りでない。
- 5 休学した期間は、在学期間に算入しない。
- 6 休学の事由が消滅したときは、学長に復学を願い出てその許可を受けなければならない。

(転学)

第28条 他の大学に転学しようとする者は、その理由を記載した書類に保証人と連署し、これを学長に提出してその許可を受けなければならない。

(留学)

第29条 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学又は短期大学に留学することを認めることができる。

(退学)

第30条 病気その他の理由により、退学しようとする者は、その理由を記載した書類に保証人と連署し、これを学長に提出してその許可を受けなければならない。

(除籍)

第31条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、当該各学部教授会及び教育研究審議会の審議を経て除籍することができる。

- (1) 第8条第1項若しくは第2項又は同条第4項若しくは第5項に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第49条第2項に規定する納付命令に応じない者
- (3) 入学金の免除若しくは徴収猶予を不承認とされた者又は一部の免除を承認された者であって、その納付すべき入学金を学長が指定する日までに納付しない者
- (4) 病気その他の理由により、成業の見込みがない者

第7章 研究生、研修生、聴講生、特別聴講学生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第32条 学長は、保健看護学部又は薬学部において保健看護学又は薬学に関する特定の専門事項について研究しようとする者に対し、当該各学部教授会の審議を経て研究生として入学を許可することができる。

(入学資格)

第33条 保健看護学部の研究生として本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 保健師助産師看護師法第21条第1号の規定により文部科学大臣の指定した学校のうち大学を卒業した者
- (2) 前号以外の大学を卒業した者
- (3) 前2号に掲げる者と同等以上の学力がある者

2 薬学部の研究生として本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 大学の薬学部を卒業した者
- (2) 前号以外の大学を卒業した者
- (3) 前2号に掲げる者と同等以上の学力がある者

(入学手続)

第34条 第32条の許可を受けようとする者は、研究科目を記載した入学願書に履歴書及び最終学校卒業証明書を添えてこれを学長に提出しなければならない。

(研究生の在学期間)

第35条 研究生の在学期間は、1年とする。ただし、学長の許可を得てその期間を延長することができる。

(研修生)

第36条 学長は、医学部において医学に関する専門知識及び医療技術を修得しようとする者に対し、教授会の審議を経て研修生として入学を許可することができる。

(入学資格)

第37条 医学部の研修生として本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 医科大学又は大学の医学部（旧大学令（大正7年勅令第388号）による医科大学又は大学の医学部を含む。）を卒業した者
- (2) 前号以外の大学を卒業した者
- (3) 医療技術者等の養成を目的とする学校又養成所等を卒業し、当該医療技術等の資格を有する者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の学力がある者

(入学手続)

第38条 第36条の許可を受けようとする者は、研修科目を記載した入学願書に履歴書及び最終学校卒業証明書を添えてこれを学長に提出しなければならない。

(研修生の在学期間)

第39条 研修生の在学期間は、1年とする。ただし、学長の許可を得てその期間を延長することができる。

(聴講生及び特別聴講学生)

第40条 学長は、本学において一定の講義を聴講しようとする者に対し、当該各学部教授会の審議を経て学生の学習に支障がない限り聴講生としてこれを許可することができる。

2 学長は、他の大学等との協議に基づき当該大学に在学する者を当該各学部教授会の審議を経て本学において特別聴講学生として授業科目を履修させることができる。

3 特別聴講学生には、第15条第1項及び第2項の規定を準用し、単位を与えることができる。

(聴講生及び特別聴講学生の聴講手続)

第41条 前条第1項及び第2項の許可を受けようとする者は、聴講科目を記載した聴講願書に、履歴書及び最終学校卒業証明書を添えて学長に提出しなければならない。

(聴講生及び特別聴講学生の在学期間)

第42条 聴講生及び特別聴講学生の在学期間は、1年以内とする。ただし、学長の許可を得てその期間を延長することができる。

(科目等履修生)

第43条 学長は、保健看護学部又は薬学部において、一又は複数の授業科目を履修しようとする者に対し、当該授業科目の授業に支障がないときに限り、選考の上、当該各学部教授会の審議を経て科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生には、第15条第1項及び第2項の規定を準用し、単位を与えることができる。

3 その他科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第44条 学長は、外国人で本学に留学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の審議を経て入学を許可することができる。

(出願手続)

第45条 本学に外国人留学生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、これを学長に提出しなければならない。

- (1) 外国人留学生入学願書
- (2) 最終出身学校の卒業証明書及び学業成績証明書
- (3) 履歴書
- (4) 健康診断書
- (5) 出身国の戸籍抄本又はこれに相当する証明書（旅券又は外国人登録証明書を所持する場合は、その写し）
- (6) 出身国政府又は在日出身国公館の発行する身元保証書
- (7) 出身学校長又は所属長の発行する推薦書

(入学資格)

第46条 外国人留学生として本学に入学することのできる者は、入学後に在籍しようとする学生及び研究生の入学資格に準ずるものとする。

(入学手続)

第47条 入学の選考に合格した者は、学長が指定する期日までに所定の入学金を納付するとともに、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第7条の2第1項の規定により交付された在留資格認定証明書の写し及び外国人登録証明書の写しを提出しな

なければならない。

第8章 授業料、入学金及び検定料

(授業料納付の義務並びに授業料、入学金等の額及び納付方法)

第48条 学生、研究生、研修生、聴講生、特別聴講学生及び科目等履修生は、授業料を納めなければならない。

2 授業料、入学金及び検定料の額並びにその納付方法は和歌山県立医科大学における授業料その他の費用に関する規程（以下「費用に関する規程」という。）及びこの学則の定めるところによる。

(授業料の納期等)

第49条 学生の授業料の納期及び額は、別に定める。ただし、学長において事情やむを得ないものと認めた場合は、分納を許可することができる。

2 学長は、別に定める納期内に授業料を納付しない者に対しては、直ちにその旨を当該授業料を納付しない者の保証人に通知するとともに期日を指定して未納授業料の納付を命じなければならない。

(休学中の授業料)

第50条 休学の期間が1学期にわたる場合においては、その期に属する授業料は、徴収しない。ただし、復学したときは、その期に属する授業料を徴収する。

(既納の入学金及び検定料)

第51条 既に納付した入学金及び検定料は、返還しない。ただし、検定料については、費用に関する規程により返還する場合は、この限りでない。

(停学中の授業料)

第52条 停学期間中の授業料は、徴収する。

(退学等の授業料)

第53条 前期又は後期の途中で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料は、徴収する。

(授業料、入学金の免除及び徴収猶予)

第54条 授業料、入学金の納付が経済的理由により困難であると認められ、かつ、学業優秀と認められる者に対しては、別に定めるところにより、その授業料、入学金を免除又は徴収猶予とすることができる。

第9章 賞罰

(表彰)

第55条 学長は、当該各学部教授会及び教育研究審議会の審議を経て学生のうち、成績が優良で行いが正しく、他の模範とすることのできる者を表彰することができる。

(懲戒)

第56条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各学部教授会及び教育研究審議会の審議を経て懲戒することができる。

- (1) 学則その他規程に違反した者
- (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (3) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (4) 正当の理由がなく出席が常でない者
- (5) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

第10章 福利厚生施設

(福利厚生施設)

第57条 本学に、学生の福利厚生施設を設置する。

2 前項の福利厚生施設に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 雑則

(管理運営事項)

第58条 この規則に定めるもののほか、本学の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年3月31日に和歌山県立医科大学に在学する学生の教育課程その他教育にかかる事項は、本学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条の規定にかかわらず、平成20年度から令和9年度までの間における医学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
入学定員	85人	95人	100人	100人	100人	100人	100人	100人
収容定員	385人	420人	460人	500人	540人	580人	595人	600人
	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
入学定員	100人	100人	100人	100人	100人	100人	100人	90人
収容定員	600人	600人	600人	600人	600人	600人	600人	590人
	令和6年度	7年度	8年度	9年度				
入学定員	90人	90人	90人	90人				
収容定員	580人	570人	560人	550人				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年3月31日に和歌山県立医科大学に在学する学生の教育課程その他教育にかかる事項は、本学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年2月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

- (経過措置)
- 2 第5条の規定にかかわらず、平成24年度から25年度までの間における保健看護学部の編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成24年度 25年度

編入学定員 4人 4人

収容定員 328人 324人

附 則
(施行期日)
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月10日和医大規則第5号)
(施行期日)
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日和医大規則第7号)
(施行期日)
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月31日和医大規則第3号)
(施行期日)
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、令和3年2月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、令和4年7月1日から施行する。

和歌山県立医科大学学則薬学部施行細則

制 定 令和3年3月29日和医大規程第82号

最終改正 令和4年12月5日和医大規程第40号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、和歌山県立医科大学学則（平成18年4月1日和医大規則第1号。以下「学則」という。）の施行に関し、薬学部に係る必要な事項を定めるものとする。

第2章 授業

(授業時間)

第2条 授業時間は、次のとおりとする。

- 1 時限 午前8時50分から午前10時まで
- 2 時限 午前10時10分から午前11時20分まで
- 3 時限 午前11時30分から午後0時40分まで
- 4 時限 午後1時40分から午後2時50分まで
- 5 時限 午後3時から午後4時10分まで
- 6 時限 午後4時20分から午後5時30分まで
- 7 時限 午後5時40分から午後6時50分まで

2 前項の規定によりがたい場合の授業時間は、別に定める。

(授業及び1年間の授業期間)

第3条 授業は、講義、演習、実験、実習又は実技によって行い、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第3章 授業科目履修

(単位の計算方法)

第4条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲において薬学部長（以下「学部長」という。）が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲において学部長が定める時間の授業をもって1単位とする。

(配当年次)

第5条 各授業科目の単位数、配当年次は、別表第1のとおりとする。

(授業科目の先修条件)

第6条 授業科目のうち別表第2の左欄に掲げる科目の履修については、教授会で特に認める場合を除き、当該科目に先だって、同表の右欄で指定する科目の単位を修得するものとする。

(単位の授与)

第7条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、あらかじめ指定した授業科目については、別に行う総合評価のための試験の成績評価と併せて所定の単位を与えるものとする。

2 試験に関し必要な事項は、別に定める。

(成績の評価)

第8条 試験の成績の評価は、S、A、B、C、Dをもって表し、S、A、B、Cを合格とする。

2 前項の試験の成績は、100点を満点とし、その評価は、次の基準により行う。ただし、再試験に合格した者の成績は、60点とする。

評 価	成 績	判 定
S	90点以上	合 格
A	80点以上90点未満	
B	70点以上80点未満	
C	60点以上70点未満	
D	60点未満	不合格

3 2人以上の教員により授業が分担される科目の成績の評価は、当該教員の合議により行う。

第4章 試験

(試験)

第9条 試験は、科目別にその科目の担当教員がこれを行う。ただし、担当教員に事故があるときは、他の教員が代ってこれを行うことができる。

2 試験は、各科目の所定の授業が終了した学期末に期日を定めて行うものとする。ただし、担当教員が必要と認めたときは、随時に行うことができる。

3 試験は、筆答、口答、実技、論文提出等により行うものとする。

(追試験)

第10条 疾病その他やむを得ない理由により定められた期日に試験を受けることができなかった者は、その科目について追試験を受けることができる。

2 前項の規定により追試験を受けようとする者は、追試験受験願(別記第1号様式)に医師の診断書等その理由を証する書類を添えて指定された期日までに学長に提出しなければならない。

(再試験)

第11条 試験又は追試験に不合格になった者は、担当教員の判定に基づき、当該科目について1回に限り再試験を受けることができる。

(不正行為)

第12条 試験において不正行為をした者に対しては、その試験期間中に受験したすべての試験を無効とし、以後の受験を認めないものとする。

第5章 雑則

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、その他授業科目の履修方法等については、学部長が教授会の議を経て別に定める。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年6月30日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年12月5日から施行する。

和歌山県立医科大学の気象警報発令時の授業等の取扱いに関する申合せ

制 定 令和3年3月29日 和医大規程第87号

平成16年11月26日評議会報告

最終改正 平成26年9月17日

- 1 この申合せ事項は、和歌山市に暴風警報又は特別警報（以下「警報」という。）が発令された場合の授業及び試験の取扱いについて定める。
- 2 警報が午前7時現在発令中又は午前7時から午前8時50分までの間に発令された場合は、第1時限及び第2時限の授業は休講とし、試験は延期する。
- 3 前項に定める警報が、午前11時現在において引き続き発令中の場合は、その日の全ての授業は休講とし、試験は延期する。
- 4 警報が午前8時50分以降発令された場合は、学部長が指示する。
- 5 前項に定める場合における学外での実習は、前項の規定にかかわらず、当該実習の担当教員の指示によるものとする。
- 6 休講となった授業の補講及び延期された試験の実施については、学部長が決定する。
- 7 この申合せ事項の実施に関し必要な事項については、学部長が別に定める。

附 則

この申合せは、平成16年11月26日から施行する。

附 則

この申合せは、平成26年9月17日から施行する。

（趣旨）

第1条 この規程は、和歌山県立医科大学学則（平成18年4月1日 和医大規則第1号。以下「学則」という。）第18条の規定に基づき、新たに薬学部（以下「本学部」という。）の第1年次に入学者に係る入学前の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

（申請手続）

第2条 入学前の既修得単位等の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出しなければならない。ただし、入学時に第2号から第4号までのうち、既に本学部へ提出している書類についてはその限りでない。

- (1) 既修得単位等認定申請書（別記様式）
- (2) 卒業証明書又は退学証明書
- (3) 成績証明書又は単位修得証明書
- (4) その他既修得単位等の認定に必要な書類

（認定基準）

第3条 既修得単位等の認定基準は、次のとおりとする。

- (1) 認定を受けようとする既修得科目は、本学部の当該授業科目の時間数と同等以上のものでなければならない。
- (2) 認定する授業科目及び単位は、本学部において現に開設している授業科目（講義を主とする授業科目に限る。）及びその単位数とする。

（認定方法）

第4条 既修得単位等の認定は、本学部の教務学生委員会（以下「教務学生委員会」という。）がその審査を行い、本学部の教授会の審議を経て学長が行う。

2 前項の教務学生委員会による審査は、当該授業科目担当教員の意見を聴いて行うものとする。

（成績評価等）

第5条 認定した授業科目の成績評価は、「認定」とし、その単位数とともに学籍簿に表示する。

2 認定結果については、申請者に通知する。

（既修得単位の認定限度）

第6条 学則第18条第1項及び第2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学部において修得した単位以外のものについては、25単位を超えないものとする。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、入学前の既修得単位等の認定に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この細則は、和歌山県立医科大学図書館規程（以下「規程」という。）第15条の規定に基づき、和歌山県立医科大学図書館伏虎館（以下「伏虎館」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学内利用者)

第2条 伏虎館を利用できる者は、和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）に在職又は在籍する次の各号に掲げる者とする。

- (1) 教員等 名誉教授、教授、准教授、講師、助教、非常勤講師、客員教授、臨床教授、臨床准教授及び臨床講師、客員研究員、準客員研究員、特別顧問、学長特命教授、学長特命准教授、学長特命講師及び学長特命助教
- (2) 職員等 教員以外の大学職員、学内助教、研修医及び事務補助員等
- (3) 大学院生等 大学院生、研究生、博士研究員及び専攻科学生
- (4) 学部学生等 学部学生、聴講生、特別聴講学生及び科目等履修生

(学外者の利用)

第3条 学外者で伏虎館を利用しようとする者は、図書館利用願（別記第1号様式）に、身分を証する書類を添えて提出し、図書館長（以下「館長」という。）の許可を受けなければならない。

(図書館利用カード)

第4条 第2条に定める者が伏虎館を利用するときは、図書館利用カード（別記第2号様式。以下「カード」という。）の交付を受けなければならない。

- 2 館長は、特に必要と認めた者に対しカードを交付することができる。
- 3 交付を受けたカードは、いかなるときにも貸与、譲渡又は複製してはならない。

(カードの交付手続)

第5条 カードの交付を受けようとする者は、カード発行申請書（別記第3号様式）を館長に提出し、その承認を得なければならない。

(カードの有効期間)

第6条 第2条に定める者に対して交付するカードの有効期間は、本学に在職又は在籍している期間とする。

- 2 第4条第2項の規定に基づき、館長が特に必要と認めた者に対して交付するカードの有効期限は、原則として毎年度末とする。
- 3 有効期限を経過したカードは、直ちに館長に返却しなければならない。

(カードの紛失等及び再交付)

第7条 カードを紛失し、又は破損した者は、遅滞なくその旨を館長に届け出なければならない。この場合において、カードの再交付を受けようとする者は、第5条に定める手続を行うものとする。

- 2 紛失し、又は破損したカードは、前項の届出により失効する。

(図書の利用)

第8条 図書及びその他の図書館資料（以下「図書」という。）の利用は、館内閲覧、複写、館内貸出及び館外貸出とする。

(複写)

第9条 利用者は、館長が禁止したものを除き、著作権法（昭和45年法律第48号）の定める範囲内において、図書を複写することができる。

- 2 利用者は、図書の複写をするときは館内の複写機を使用することができる。
- 3 前項の複写に要する費用は、利用者の負担とする。
- 4 複写による著作権に関する一切の責任は、利用者が負うものとする。

(館外貸出)

第10条 第2条に定める者は、その申出に基づき、次条の規定により禁止されたものを除き、図書の館外貸出を受けることができる。

- 2 館外貸出を受けようとする者は、係員にカードと図書を提出し、手続を受けなければならない。

(館外貸出の禁止図書)

第11条 次の各号に掲げる図書は、館外貸出を行わないものとする。

- (1) 貴重図書
- (2) 辞典類
- (3) 最新着未製本雑誌
- (4) 視聴覚資料
- (5) 他機関図書館より借り受けた図書
- (6) 図書館に常時備付けを必要とする特殊図書
- (7) その他館長が特に必要と認めた図書

- 2 前項の規定にかかわらず、館長が特に認めた場合は、館外貸出を行うことができる。

(館外貸出冊数)

第12条 館外貸出を受けることができる図書の冊数及び期間は、次表のとおりとする。ただし、館長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

利 用 者	種 別		冊 数	期 間
教員等、職員等、大学院生等	単 行 本		5冊	1週間
	雑 誌	製 本	5冊	1週間
		未製本	3冊	1夜
学部学生等	単 行 本		5冊	1週間
他機関図書館	単 行 本		2冊	2週間

- 2 貸出を希望する単行本が貸出中の場合は、返却後の貸出を予約することができる。
- 3 前項の規定による貸出予約がない場合、1回に限り単行本の貸出期間を更新することができる。
- 4 学部学生等に対する休業期間中の長期貸出は、館長の許可を得てこれを行うことができる。
- 5 前項に規定する長期貸出においては、第3項に定める貸出期間の更新を行わないものとする。

(貸出の停止)

第13条 館外貸出を受けた者が、貸出期間を満了し図書を返却しない場合、館長は規程第12条に基づき、貸出期間満了の日から経過した日数分を、貸出禁止期間として設けるものとする。

(弁償の届出)

第14条 図書の損傷又は亡失にあたっては、図書館資料亡失・汚破損届（別記第4号様式）に必要な事項を記入の上、館長に届け出なければならない。

(研究個室・共同研究室)

第15条 第2条に定める者は、館内の研究個室・共同研究室を利用することができる。

(情報検索)

第16条 利用者は、外部データベースのオンライン情報検索を申し出ることができる。

2 情報検索に要する費用は、申出者の負担とする。

(図書の寄贈又は寄託)

第17条 図書等の寄贈又は寄託を希望する者は、寄付申出書（別紙第5号様式）に必要な事項を記入の上、館長に申し出なければならない。

(細則の改正)

第18条 この細則の改正は、薬学部図書委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、薬学部図書委員長（以下「委員長」という。）がこれを行う。

(補則)

第19条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県立医科大学の学生団体設立に関する申合せ

制 定 平成18年4月1日

最終改正 令和3年7月20日

(趣旨)

第1 和歌山県立医科大学の学生の課外活動における団体設立に関し、必要な事項を申し合わせる。

(団体の設立)

第2 学生が課外活動を行うため、学内において団体を設立しようとするときは、本学の教員のうちから部長、副部長を定め、団体設立願（別記第1号様式）に別紙を準用した団体の規約及び会員名簿を添えて学生部長に提出し、学生部委員会の承認を得なければならない。なお、現存する団体と活動内容が一致する場合は、原則設立を認めない。

2 学生部長は団体設立の承認をしたときは、団体設立承認書（別記第1号様式）を申請者に交付するものとする。

(団体活動の継続)

第3 前項の承認を得た学生団体（以下「学生団体」という。）が、その活動を継続する場合、毎年4月末までに、団体活動継続願（別記第2号様式）に団体の会員名簿を添えて学生部長に提出し、学生部委員会の承認を得なければならない。

2 学生部長は団体活動継続の承認をしたときは、団体活動継続承認書（別記第2号様式）を申請者に交付するものとする。

(会計報告)

第4 学生団体は、第3の団体活動継続願の提出とともに、学生部長に会計報告書を提出するものとする。

2 上記会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(団体の解散又は活動の停止)

第5 学生団体が解散したときは、団体解散届（別記第3号様式）を学生部長に提出しなければならない。

2 学生団体の行為が本学の諸規定に違反し、又は学内の秩序を乱すと認められるときは、学生部長は、当該学生団体の解散を命じ、又は期間を定めてその活動の停止を命じることができる。

附 則

この申合せは、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和3年7月20日から施行する。

別記第1号様式

団 体 設 立 願

年 月 日

和歌山県立医科大学 学生部長 様

設立代表者
学 部
学籍番号
年 次
氏 名 _____ 印
部 長
氏 名 _____ 印
副部長
氏 名 _____ 印

下記のとおり団体を設立したいので、申請します。

記

団 体 名	
活 動 内 容	
活 動 場 所	
設 立 予 定 月 日	年 月 日
代 表 者 氏 名	
代 表 者 連 絡 先	
会 費 徴 収 の 有 無	有 (年額 円) ・ 無

注 規約及び会員名簿を添付すること。

団 体 設 立 承 認 書

_____ 様

上記、申請のとおり団体設立を承認します。

年 月 日

和歌山県立医科大学 学生部長

印

別記第2号様式

団 体 活 動 継 続 願

年 月 日

和歌山県立医科大学 学生部長 様

設立代表者
学 部
学籍番号
年 次
氏 名 _____ 印
部 長
氏 名 _____ 印
副部長
氏 名 _____ 印

下記のとおり団体活動を継続したいので、申請します。

記

団 体 名	
活 動 内 容	
活 動 場 所	
活 動 期 間	年 月 日～ 年 月 日
代 表 者 氏 名	
代 表 者 連 絡 先	
会 費 徴 収 の 有 無	有 (年額 円) ・ 無

注 会員名簿及び会計報告書を添付すること。

団 体 活 動 継 続 承 認 書

_____ 様

上記、申請のとおり団体活動継続を承認します。

年 月 日

和歌山県立医科大学 学生部長

印

团 体 解 散 届

年 月 日

和歌山県立医科大学 学生部長 様

代表者	
学 部	
学籍番号	
年 次	
氏 名	印
部 長	
氏 名	印
副部長	
氏 名	印

下記のとおり団体を解散したいので、届け出ます。

記

団 体 名	
解 散 年 月 日	年 月 日
解 散 の 理 由	

公立大学法人和歌山県立医科大学〇〇〇〇部（サークル）規約（例）

各団体にあつては、この例を参考に該当団体の規約を作成し、会員名簿と併せて提出してください。

新設する団体にあつては、上記に加え団体設立願も併せて提出してください。

赤字の（ ）内は記載に関する留意事項を示す。

(名称)

第1条 本部（サークル）は〇〇〇〇部（サークル）と称する。

(場所)

第2条 本部（サークル）は目的に賛同し自発的に参加する者で組織し、本部を和歌山県立医科大学（又は〇〇〇〇）に置く。

(目的) (具体的に目的を記入してください。宗教・政治活動はできません。)

第3条 本部（サークル）はその活動を通じて、部員相互の親睦、及び教養・健康の推進を図り、技術の向上に資することを目的とする。

(活動) (主たる活動内容を記載してください。)

第4条 本部（サークル）は前条の目的達成のために次の活動を行う。

- (1) ○○○○に関する活動。
- (2) ○○○○○○○○に関する大会等への参加。
- (3) ○○○○○○○○に関する，他大学学生及び他団体との交流。
- (4) その他、本部の目的を達成するために必要な活動。

(組織構成) (他大学学生は団体の構成員にはなりません。)

第5条 本部（サークル）は、和歌山県立医科大学の学生を構成員として組織する。

第6条 本部（サークル）の構成員は、前条の活動目的に反する行為を行った場合は、除名とする。

または期間を定めて活動参加を制限するものとする。

(役員) (役員人数は例です。団体を結成するためには、代表となる学生の「主将」と顧問となる教員の「部長」各1名が必要です。)

第7条 本部（サークル）は以下のとおり役員を置き、組織の健全な運営のために寄与しなければならない。

主将	1名
副主将	1名
主務担当	若干名
会計担当	若干名
メンター制担当者	若干名

また本部（サークル）に部長を置き、教員の立場から、部の活動・運営に助言と指導を与える。

部長は和歌山県立医科大学の教員とする。

部長を除く役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

（議決）

第8条 本部（サークル）に「役員会」を置き、部の企画運営に関する事項を審議・決定する。

第9条 役員会は必要に応じて主将が招集し、重要事項を審議する。

（会計）

第10条 本部（サークル）の運営経費は、原則として部員からの部費及び趣旨に賛同する個人及び団体からの援助金等を充てる。

第11条 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとし、年に一度、部員に会計報告を行う。また、部内での承認後、団体活動継続願（翌年4月末締切）と併せて学生部長に会計報告を行うものとする。（→必ず規約に入れてください）

（事故防止の義務）

第12条 本部（サークル）は事故を未然に防ぐ能力を取得し、つねに事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。万一不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先とする。

第13条 本部（サークル）は、和歌山県立医科大学の規則、ルール並びに社会的道徳や倫理を遵守し、未成年飲酒を含む違法行為をさせてはならない。

（その他）

第14条 この規約の改廃は、役員会により承認を受けなければならない。

付則

この規約は、和暦〇〇年〇月〇日から施行する。

和歌山県立医科大学学生懲戒規程

制 定 平成27年3月1日和医大規程第90号
最終改正 令和3年12月1日和医大規程第71号

（趣旨）

第1条 この規則は、和歌山県立医科大学学則（平成18年4月1日和医大規則第1号）第56条及び和歌山県立医科大学大学院学則（平成18年4月1日和医大規則第2号）第41条の懲戒並びに和歌山県立医科大学助産学専攻科に関する規程（平成20年2月22日和医大規程第107号）第12条のうち賞罰に関し、必要な事項を定める。

（懲戒の種類）

第2条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

（1）退学 退学させ、和歌山県立医科大学学則26条及び和歌山県立医科大学大学院学則第21条に規定する再入学は認めない。

（2）停学 6か月以内の有期停学又は無期停学とし、この間の登学及び本学学生としての活動を禁止する。

（3）訓告 文書により注意を与え、戒める。

（その他の教育的措置）

第3条 学長は、前条に規定する懲戒のほか、教育的措置として、口頭又は文書による嚴重注意を行うことがある。

（懲戒等の判断基準）

第4条 懲戒等の要否及び種類の決定に当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮するものとする。また、懲戒により学生に課せられる不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度にとどめなければならない。

（1）非違行為の動機、態様及び結果

（2）故意又は過失の程度

（3）被害を受けた者の精神的苦痛を含めた被害の程度

（4）他の学生及び社会に与える影響

（5）過去の非違行為の有無

（6）非違行為後の対応

2 懲戒の種類決定は、懲戒処分標準例（別表）によるものとする。ただし、個別の事案の内容によっては、これによらない場合もあるものとする。

3 懲戒処分標準例に掲げられていない非違行為は、懲戒処分標準例を参考に決定するものとする。

（調査委員会の設置）

第5条 学生部長は、学生の懲戒に該当する行為を知り得たときは、直ちに学長に報告するとともに、当該事案に関する調査を行うための学生懲戒調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置するものとする。

(調査委員会の組織)

第6条 調査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 学生部長

(2) 学生部長が指名する学部教務学生委員会委員 若干名

(3) その他学生部長が必要と認めたもの 若干名

2 調査委員会に委員長を置き、前項第(1)号の委員をもって充てる。

(謹慎)

第7条 学長は、当該事案が第2条第(1)号の退学又は同条第(2)号の停学に該当することが明白であると認めた場合は、懲戒処分決定前に謹慎を命ずることができるものとする。この場合、原則として謹慎期間は1か月を超えないものとする。

2 前項により謹慎を命じた場合は、登学及び本学学生としての活動を制限する。また、謹慎の期間は停学期間に算入できるものとする。

(調査)

第8条 調査委員会は非公開とし、慎重かつ速やかに当該事案にかかる事実調査を行うものとする。

2 調査委員会は、当該学生に対し、調査する旨を告知するものとする。

3 調査委員会は、当該学生又は関係者から事情若しくは意見を聴取し、必要と認める場合は、資料の提出を求めることができるものとする。

4 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

5 調査委員会は、当該事案が医学部又は医学研究科の学生に関するものである場合は医学部教務学生委員会に、保健看護学部又は保健看護学研究科の学生に関するものである場合は保健看護学部教務学生委員会に、薬学部の学生に関するものである場合は薬学部教務学生委員会に、助産学専攻科の学生に関するもの及び複数の学部又は研究科の学生に関するものである場合は学生部委員会に速やかに調査結果を報告するものとする。

(懲戒案等)

第9条 学部教務学生委員会及び学生部委員会(以下「学部教務学生委員会等」という。)は、調査委員会の報告に基づき、当該事案を審議し、懲戒の要否及び懲戒案等を明記した報告書を作成し、学長に報告するものとする。

(学生の弁明)

第10条 学部教務学生委員会等は、当該学生に対し、処分案の内容を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。この場合において、当該学生が正当な理由なく口頭による弁明の場に出席しなかった場合又は弁明書を提出しなかった場合には、弁明する権利を放棄したものとみなす。

2 学部教務学生委員会等は、弁明に際し、当該学生から補助するもの(保証人、弁護士、通訳等を含む。)の同席について求めがあったときは、2名以内に限りこれを認めるものとする。

3 学部教務学生委員会等は、当該学生からの弁明が妥当であると判断した場合には、学長に報告するとともに、調査委員会に再調査を指示することができるものとする。

(懲戒の決定)

第11条 学長は、教授会、研究科委員会又は専攻科委員会及び教育研究審議会の審議を経て、懲戒の種類及び程度を決定するものとする。

(懲戒処分の通知等)

第12条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、学生及び学生の保証人に対し、懲戒処分の内容及びその理由を文書により通知するものとする。ただし、社会人学生及び留学生の場合は当該学生への通知のみとする。

2 懲戒の発効の日は、当該学生が懲戒処分の通知を知り得た日とする。

3 第7条第2項の謹慎が適用されている場合で、決定した懲戒が停学の場合の発効日は、謹慎の初日とすることができる。

(懲戒の公示)

第13条 懲戒処分を行った場合は、学部、研究科又は専攻科、学年、懲戒の内容及びその理由を学内掲示板に1週間公示するものとする。

2 その他の教育的措置を行った場合は、学長が必要と判断する事案については、前号に準じて公示するものとする。

(懲戒に関する記録)

第14条 懲戒処分を行った場合は、その内容を学籍簿に記録するものとする。ただし、成績証明書及び推薦書等にはその内容を記載しないものとする。

(異議申立て)

第15条 懲戒処分を受けた学生は、当該処分に異議がある場合は、学長に対し、懲戒の発効日から30日以内に別記様式により異議申立てをすることができる。

2 学長は、再調査の必要があると認めたときは、学生部長に対して再度、調査委員会の設置を指示するものとする。この場合の調査等については、第5条から第10条に規定する手続きを経るものとする。

3 学長は、再調査の必要がないと認めたときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知するものとする。

4 学長は、第2項の調査の結果、懲戒処分の減免の必要があると認めた場合は、第11条、第12条第1項及び第13条第1項を準用し、懲戒の決定、懲戒処分の通知、懲戒の公示を行うものとする。

5 異議申立ては、懲戒処分 of 効力を妨げないものとする。
(無期停学 of 解除)

第 16 条 学部教務学生委員会等は、無期停学 of 発行日より 6 カ月を経過した後に、その解除が適当であると認めるときは、その解除を発議する。

2 無期停学 of 解除は、教授会、研究科委員会又は専攻科委員会及び教育研究審議会 of 審議を経て、学長が行う。

3 学長は、無期停学 of 解除を決定した場合は、当該学生に対し、文書により通知するものとする。
(懲戒処分と学籍異動等)

第 17 条 学長は、事案を既に確認している場合で、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分 of 決定前に退学 (自主退学) の願い出があったときは、この願い出を受理しないものとする。

2 学長は、停学中 of 学生から休学 of 願い出があった場合は、この願い出を受理しないものとする。

3 休学中 of 学生が停学処分となった場合は、当該学生 of 停学期間中 of 休学を認めないものとする。

4 停学期間は、在学期間 to 含めるものとする。
(逮捕・拘留時 of 取扱い)

第 18 条 学長は、学生が逮捕・拘留され、大学が本人に接見することができない状況であっても、懲戒処分が妥当であると判断した場合は、懲戒処分を行うことができるものとする。
(事務)

第 19 条 学生 of 懲戒に関する事務は、医学部又は医学研究科 of 学生に係る事案については学生課、保健看護学部、保健看護学研究科又は助産学専攻科 of 学生に係る事案については保健看護学部事務室、薬学部 of 学生に係る事案については薬学部事務室において処理する。
(雑則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

別表(第 4 条関係)
懲戒処分標準例

区 分	非 違 行 為 の 種 類	懲 戒 の 標 準
犯罪行為等	殺人、強盗、強姦、放火等の凶悪な犯罪又は犯罪未遂行為	退学
	傷害行為	退学又は停学
	薬物犯罪行為	退学又は停学
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学、停学又は訓告
	痴漢行為(覗き見、盗撮その他の迷惑行為を含む。)	退学、停学又は訓告
	ストーカー行為	退学、停学又は訓告
	コンピュータ又はネットワークの不正使用で悪質な場合	退学又は停学
	コンピュータ又はネットワークの不正使用	停学又は訓告
交通事故	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転の悪質な場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転の悪質な場合	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反	停学又は訓告
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因が前方不注意等の過失の場合	停学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学又は訓告

飲酒	飲酒を強要し重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
研究活動	発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用を行った場合	退学、停学又は訓告
試験不正行為	本学が実施する試験等における不正行為で身代わり受験等の悪質な場合	退学又は停学
	本学が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為	停学又は訓告
	本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告
その他の非違行為	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等	停学又は訓告
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学又は訓告
	人権侵害行為	退学、停学又は訓告
	セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメント等に当たる行為	退学、停学又は訓告
	ソーシャルメディアの不適正使用で悪質な場合	退学又は停学
	ソーシャルメディアの不適正使用	停学又は訓告
	本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為	退学、停学又は訓告
本学学則その他規程等に違反する行為		退学、停学又は訓告
その他学生としての本分に反する行為		退学、停学又は訓告

別記様式（第 15 条関係）

異議申立書

令和 年 月 日

和歌山県立医科大学学長 様

異議申立者 所属学部・研究科・専攻科
学 年
学籍番号
氏 名

下記のとおり異議を申し立てます。

記

異議申立てに係る処分等の内容

異議申立てに係る処分があったことを知った日

異議申立ての内容

異議申立ての理由

和歌山県立医科大学ソーシャルメディア利用ガイドライン

1. 目的

ソーシャルメディアを利用することにより、自由闊達な議論を行うことができ、また、発言や投稿を通じて社会参加することには、一定の意義が認められます。

しかしながら、ソーシャルメディアへの情報発信は、個人が自由に発言や投稿することで不特定多数の者が常時閲覧できる特性上、一個人としての意見であっても時には、反感・反発を招いたり、投稿者の安全が脅かされたり、その他多大な不利益が発生することがあります。また、不正確な情報等により、意図しないトラブル(いわゆる炎上を含む。)が発生し、結果的に本学の教職員及び学生(以下、構成員という。)としての品位を貶めたり、大学の信頼・名誉を失墜させたり、ついには大学運営に障害を生じさせることとなります。特に、大学の機密情報を個人が自由勝手に投稿するような状況になれば、即、大学運営が重大な危機を迎えることとなります。

和歌山県立医科大学の構成員としての自覚と責任を持った上で、ソーシャルメディアを適切に利用し、その有用性を十分に活用できるよう、構成員がソーシャルメディアを利用するに当たっての基本的な心構え・遵守事項をまとめたソーシャルメディア利用ガイドラインを策定するものです。

2. ソーシャルメディアとは

ソーシャルメディアとは、Line、Twitter、Facebook、YouTube、Instagram、ブログ、掲示板に代表される、インターネット上で利用者が情報を発信することにより形成されるサービスの総称をいいます。

3. 遵守事項・心構え

(1) 関係法令、学内諸規則等を遵守すること。

ソーシャルメディアの利用や情報発信にあたっては、国の法令、県・市町村の条例や本学の諸規則等を遵守してください。また、海外渡航中など国外においては、自らの置かれた状況に応じて、諸外国の法令や国際法を遵守してください。

(2) 基本的人権、プライバシー権、著作権、肖像権、商標権等を侵害しないこと。

情報発信に際して、読み手や受け取る側の基本的人権を侵害することは許されません。また、個性、多様性を尊重し、自身の考え方を押し付けず、異なる意見や考え方、生き方をお互いに認め合うコミュニケーションを取ってください。

また、個人情報を登録・公開する際は各ソーシャルメディアの利用規約を十分に確認した上で、個人情報保護に留意願います。特に、第三者の特定に繋がるような情報を発信し、他人のプライバシーを侵害するようなことは絶対にしないでください。

さらに、情報発信に際しては、文書・画像・音楽・ブランドマーク・ソフトウェア・その他著作物等の取り扱いに注意するとともに、肖像権、商標権などの他人の権利や利益を不当に侵害することのないように関連する法令を遵守してください。

(3) 本学の一人として自覚と責任を持った行動をすること。

ソーシャルメディアを利用し、コミュニケーション活動を行う場合、社会全体から大学の構成員を代表したイメージで受け取られることを十分自覚してください。その上でその発信が本学組織の見解であるかのような誤解を招いたり、個人や大学の名誉を損なったりすることのないよう良識ある情報発信を行ってください。

(4) 発信する情報は、事実に基づく正確な内容とすること。

一人ひとりの情報発信が社会に対して何らかの影響を与えることを十分に認識し、正確な情報を発信してください。

(5) 発信者責任を自覚すること。

Twitter や Instagram 等で匿名登録していても必ず発信者は特定されます。また、公開範囲を限定していても思わぬ形で広がっていくこともあります。その責任は(発信者)本人が負うことになるので十分注意してください。

また、SNS 投稿後、自身が情報を削除しても、第三者が保存・アーカイブ化し、未来永劫、人物情報として利用されることがあります。個人情報以外にも行動履歴等から個人が特定される事例もあるので十分注意してください。

(6) 誤った情報を発信した場合、直ちにそのことを認め、早急に訂正すること。

ネット上での情報拡散は想定を遙かに上回る速度です。誤った情報を放置するのではなく、早急な情報訂正が自分自身を守ることに繋がります。自分の発言が虚偽であった場合には、迅速にその誤りを訂正し、謝罪しましょう。

(7) 他者(団体)の名誉を棄損する情報や誹謗中傷となる情報を発信しないこと。

他者の個性を尊重し、異なる思想や意志を認め合しましょう。感情的な情報発信は他者を傷つけてしまいます。また、人権尊重の基本理念や倫理に反する特定の個人や団体への誹謗中傷、差別的な内容、猥褻な内容の発言や投稿は、特定の法律に違反しない場合であっても許されるものではありません。これらの内容を含む表現を行わないようにしてください。

(8) 発信者自身の個人情報も含めて、プライバシー保護に十分注意を払うこと。

個人情報を登録・公開する際は、各ソーシャルメディアの利用規約を十分に確認した上で、個人情報保護に留意願います。特に、第三者の特定につながるような情報を発信し、他人のプライバシーを侵害するようなことは絶対にしないでください。

また、最近は、Line や Twitter、Facebook でアカウントが乗っ取られるケースが増えていきます。発信者自身の住所、携帯番号、メールアドレス、クレジットカード等の個人情報等の取り扱いには十分注意しましょう。

(9) 守秘義務のある情報を発信しないこと。

患者情報や研究成果、入試情報、財務情報や企業との共同研究に際して相手先企業から提供を受けた研究情報等、本学は様々な守秘義務のある情報を保有していますので、これらの情報を発信してはいけません。また、学生にあっては、授業やサークル等で知り得た情報で守秘義務の対象となる場合は、発信してはいけません。

さらに、本学での業務や学修上知り得た情報が守秘義務の対象となることもあり、これらの情報の発信が懲戒処分の対象となることがありますので十分注意してください。

ただし、これらは「公益通報者保護法」に基づく情報発信を排除するものではありません。

(10) 本学の正当な権利、利益、信頼、名誉を損なう恐れのある情報を発信しないこと。

和歌山県立医科大学に関連する内容で、本学の正当な権利、利益、信頼、名誉を損なう恐れのあるような情報を発信した場合、発信者を特定した上で、法的措置をとることがあります。例えば個人的な情報の発信であっても、そのことが本学の正当な権利、利益、信頼、名誉を損なうこととなった場合、発信者を懲戒処分するとともに、内容によっては法的措置をとることがありますので、十分注意してください。

(11) 授業における情報倫理に反する行為をしないこと。

講義の受講にあたっては、情報倫理に反することのないよう、以下の行為を禁止します。

- ①授業を妨害する行為(遠隔授業等に対する不正アクセスや不適切な行為等を含む。)をすること。
- ②遠隔授業において、配布された URL、ミーティング ID やパスワードを他人と共有すること。
- ③授業で使用する音声ファイル、動画、画像ファイル、教材、資料などを許可なく録画や録音により保存し、他者に送付したり、SNS などインターネット上にアップロードしたりすること。
- ④授業担当教員や受講者の動画・画像や音声を許可なく録画や録音により保存したり、それらを SNS などインターネット上にアップロードしたりすること。
- ⑤受講者の氏名、年齢、学籍番号などの個人情報を SNS などインターネット上にアップロードしたり、外部に漏洩したりすること。
- ⑥授業担当教員や受講者について、SNS などで誹謗中傷したり、誤った情報を発信したりすること。

(12) その他公序良俗に反する情報を発信しないこと。

本学の構成員としての自覚を持ち、品位のある情報発信を行ってください。

4. ソーシャルメディアの利用によるトラブル事例

「3. 遵守事項・心構え」を守らないソーシャルメディアの安易な利用は、次のようなトラブルや結果を招くことになるので絶対にやらないでください。

- ①「今日は〇〇な患者さんがいた！」などの投稿(プライバシーの保護・機密情報の取扱い等)
→患者さんのプライバシーの侵害のみならず、本学の信用失墜にも繋がる行為です。後々投稿した本人が特定され、大学運営に大きな問題となります。
- ②20 歳未満の飲酒、公共交通機関の不正乗車、賭博麻雀、その他不正行為を告白(法令遵守等)

→そもそもこれらの行為は許されるものではありません。法的処分の対象になりうる他、学内でも処罰の対象となります。

③アルバイト先での機密情報を暴露(機密情報の取扱い等)

→企業に不利益を与えた場合、損害賠償を求められることとなります。

④「〇〇君は今日××で飲み会」など友人の情報や交友関係を無断で投稿(プライバシーの保護等)

→人間関係の悪化や思わぬトラブルを生むこととなります。

⑤ニュース等に対する偏った思想のつぶやき(誤った情報発信等)

→例えば個人的なページでの発信であっても、自分とは関係のない場所で取り上げられ、炎上・いやがらせなどの事態を招くことがあります。

⑥悪質なデマや不正確な情報の発信(正しい情報の発信等)

→軽い冗談のつもりでも、大きな社会問題となった事例もあります。ソーシャルメディアの情報伝播速度は投稿者の想定を遙かに超えるものであり、取り返しのつかない事態に陥るおそれがあります。

⑦学生自身が「学内で PCR 検査を受けた。どうやら同学年で陽性者がいるのだろう。」と

Twitter でつぶやく行為(プライバシーの保護・機密情報の取扱い)

→自身の情報を発信しているつもりでもプライバシーの保護違反、本学の機密性、信頼を損なうことになってしまうので、このような内容は発信しないでください。

⑧学生課等の事務局や授業担当教員から学生に対して発出された機密性のある文書をソーシャルメディアに投稿(機密情報の取扱い・本学の信頼を損なう恐れ)

→このような行為は本学の正当な権利、利益、信頼、名誉及び品位を損なうこととなり、懲戒処分の対象となりますので十分注意してください。

5. 違反行為に対する措置等

「和歌山県立医科大学ソーシャルメディア利用ガイドライン」を逸脱するような行為は、「和歌山県立医科大学学則」「公立大学法人和歌山県立医科大学職員懲戒規程」「懲戒処分の基準」「和歌山県立医科大学学生懲戒規程」等に基づき懲戒対象となる場合があります。

また、本学に所属する(所属した)一員によるソーシャルメディアでの活動において、何らかの係争に発展した場合、又は本学の正当な権利、利益、信頼、名誉及び品位が失われたと判断した場合、本学はそれらの価値を守り、社会的責任を果たす目的で、該当者のソーシャルメディア活動について調査することがあります。

また、本学一員(本学一員であった者)のソーシャルメディア活動により本学が何らかの係争に巻き込まれた場合や、何らかの被害を被った場合、当事者に損害賠償を求める場合があるので留意してください。

6. 相談・連絡先

万が一、個人情報漏えいや炎上などのトラブルが発生した場合、又はその恐れがある場合は、すぐに下記部署まで報告してください。

○教職員の方

- ・職員が所属する所属長
- ・危機対策室

○学生の方

- ・各学部担当課・担当事務室